

# 総社市子ども・子育て支援事業計画（案）

平成27年1月

総社市



# 目次

## はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	策定の方法	3

## 第1章 計画の基本理念と方向性

1	基本理念	5
2	計画の基本目標	6
3	幼児期の学校教育・保育提供区域の設定	7
4	計画の体系	8

## 第2章 総社市の子どもを取り巻く現状

1	人口構成及び子どもの人口の増減	10
2	家庭の状況	12
3	人口の将来推計	16
4	女性の就業状況	17
5	保育所及び幼稚園の状況	18
6	地域子ども・子育て支援事業の状況	20
7	子ども・子育て支援ニーズ調査の結果	23
8	現状分析のまとめ	25

## 第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

	評価方法	27
基本目標1	地域における子育ての支援	28
基本目標2	支援が必要な子ども等への支援	36
基本目標3	子どもや母親の健康の確保	40
基本目標4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	45
基本目標5	子育てを支援する生活環境の整備	49
基本目標6	職業生活と家庭生活との両立の支援	50
基本目標7	子どもの安全の確保	51

## 第4章 基本施策と取組

基本目標1 就学前の学校教育・保育の提供体制を充実させる	53
基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる	55
基本目標3 困難を抱える子ども・家庭を支援する	62
基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる	69
基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する	74
基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む	76
計画の目標指標	78

## 第5章 量の見込みと確保方策

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	79
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	81

## 第6章 計画の推進

1 推進体制	88
2 計画推進に向けた地域との協働体制の構築	88
3 計画推進の方向性	88

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

国勢調査による本市の平成 22 年の 14 歳以下の年少人口は 9,470 人であり、平成 2 年と比較すると 19.4%減少しており、少子化の進行が表れています。

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識などの変化をもたらしています。

本市においては、平成 22 年 3 月に「総社っ子プラン（総社市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「すべての子どもの幸せのために、互いに助け合う『子育て王国 そうじゃ』」を基本理念として、家庭・学校・地域・企業・行政が協働し、子育て・親育ちに取り組んできました。

国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境整備を図るため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

しかし、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援の質・量の不足、子育て家庭の孤立化など、子どもと子育て家庭を取り巻く多くの社会的な問題に対応するため、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度に施行され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような状況を受け、本市においても、社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが健やかに成長するために、学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、「総社市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

### 【子ども・子育て支援法】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「総社市次世代育成支援行動計画」を継承する計画です。

### 【次世代育成支援対策推進法】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

- 上位計画である「総社市総合計画」の健康福祉分野の部門計画として策定します。
- その他の関連計画との整合を図ります。

## 総社市子ども条例

### 総社市総合計画

### 総社っ子プラン 総社市子ども・子育て支援事業計画

健康そうじゃ21

総社市子ども食育推進計画

総社市障がい者基本計画・障がい福祉計画

総社市男女共同参画プラン

総社市教育振興基本計画

など

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として推進します。

なお、計画は5年を1期とされていることから、平成31年度中に第1期計画の総括を行い、平成32年度を始期とする第2期計画を策定します。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて毎年度計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
第1期総社市子ども・子育て支援事業計画									
年度ごとに見直し					第2期計画期間				

### 4 策定の方法

#### (1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的に、市民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者、企業の関係者などで構成される「総社市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

#### (2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、市民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

対象	総社市内に在住の就学前児童がいる世帯
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送法
対象数	2,000
有効回答数	1,206
有効回収率	60.3%

### (3) 子育て支援団体等へのヒアリングの実施

本市で子育て支援を行う6つの団体や機関へ、活動の現状や課題を把握するためのヒアリングを行いました。

### (4) 各課における事業評価の実施

「総社っ子プラン（総社市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき推進した事業の担当各課において、取組の達成度と今後の方向性について評価を行いました。

### (5) パブリックコメントの実施

本庁、支所、出張所及びホームページにおいて、1月23日から2月13日まで計画案を公表し、広く一般市民から意見を募集しました。（実施予定）



# 第1章 計画の基本理念と方向性

## 1 基本理念

総社市の子ども・子育て支援対策の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

すべての子どもが笑顔で成長していくために、

子どもの育ちを支え合うまち

- 家庭や地域の人が一体となって「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えます。
- 「総社市子ども条例」に基づき、すべての子どもの権利を擁護し、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境を整備します。
- 「子育て王国そうじゃ」の実現に向け、政策について選択が求められる場合には「子どもの利益」を最大の価値基準とし、子どもを安心して生み育てられるまちをつくります。
- 幼児期に豊かな経験ができる質の高い学校教育及び保育を提供し、将来多様な価値を認めることができる、地域を愛せる心豊かな大人になれるよう、自身のことを自分で考え行動できる自立した大人になれるよう、子どもたちを育てていきます。

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて次の6つの基本目標を掲げ、市民、地域、行政、福祉・医療・保健・教育などの関係機関、企業の協働のもと、総合的な施策の展開を図ります。

### （基本目標1）就学前の学校教育・保育の提供体制を充実させる

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに、子育て家庭のニーズを的確に把握し、幼稚園や保育所などの学校教育・保育事業の提供量の拡充とともに、子育てを支援する者の専門性の向上や施設の改善、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の連携強化など質的向上を推進します。

### （基本目標2）地域における子ども・子育て支援を充実させる

仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応した保育を一層充実させます。また、すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができ、子育てを通じて親も成長できるよう、子育て家庭が抱える不安や負担感の軽減を図るための環境づくりや、親の成長を促すための支援を充実させます。

さらに、子育てを支援する地域力の向上を図るため、中高生や高齢者をはじめ、子育て世帯以外が乳幼児に関わる機会を増やし、さまざまな方や団体が子育て支援に参画することを促すとともに、地域の子育て支援に関する関係機関や団体などのネットワークを強化します。

### （基本目標3）困難を抱える子ども・家庭を支援する

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

具体的には、障がいがある子ども、ひとり親家庭の子ども、不登校の子ども、外国籍の子どもなど、社会的な支援の必要性が高い子どもが地域社会で健やかに成長するための施策の充実、児童虐待、いじめ及び子どもの貧困の根絶を目指すとともに、子どもや親への相談体制を充実させます。

### （基本目標4）子どもと保護者の健康支援を充実させる

安全な妊娠・出産、育児不安の軽減、子どもの疾病予防などのため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進します。

また、子どもをより健康にすることで、小児医療費の適正化を推進します。

さらに、子どもの食育、思春期保健対策を一層推進します。

### （基本目標5）ワーク・ライフ・バランスを推進する

子育て家庭の男女ともに、家庭生活と仕事の両立を図ることができるよう、労働者、事業主、地域などへワーク・ライフ・バランスについての理解を促すとともに、法制度の周知や長時間労働の是正や育休取得奨励をはじめとした子育て家庭を支援する職場づくり、育メン、育ジイ、育ボスなどの育成を推進します。

### （基本目標6）次代を担う子どもの生きる力を育む

若い世代が子育てについて学ぶ機会、地域での学びの機会の充実など、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭及び地域が連携し、次代を担う子どもの生きる力を育むための取組を推進します。

## 3 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定

### 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定とは

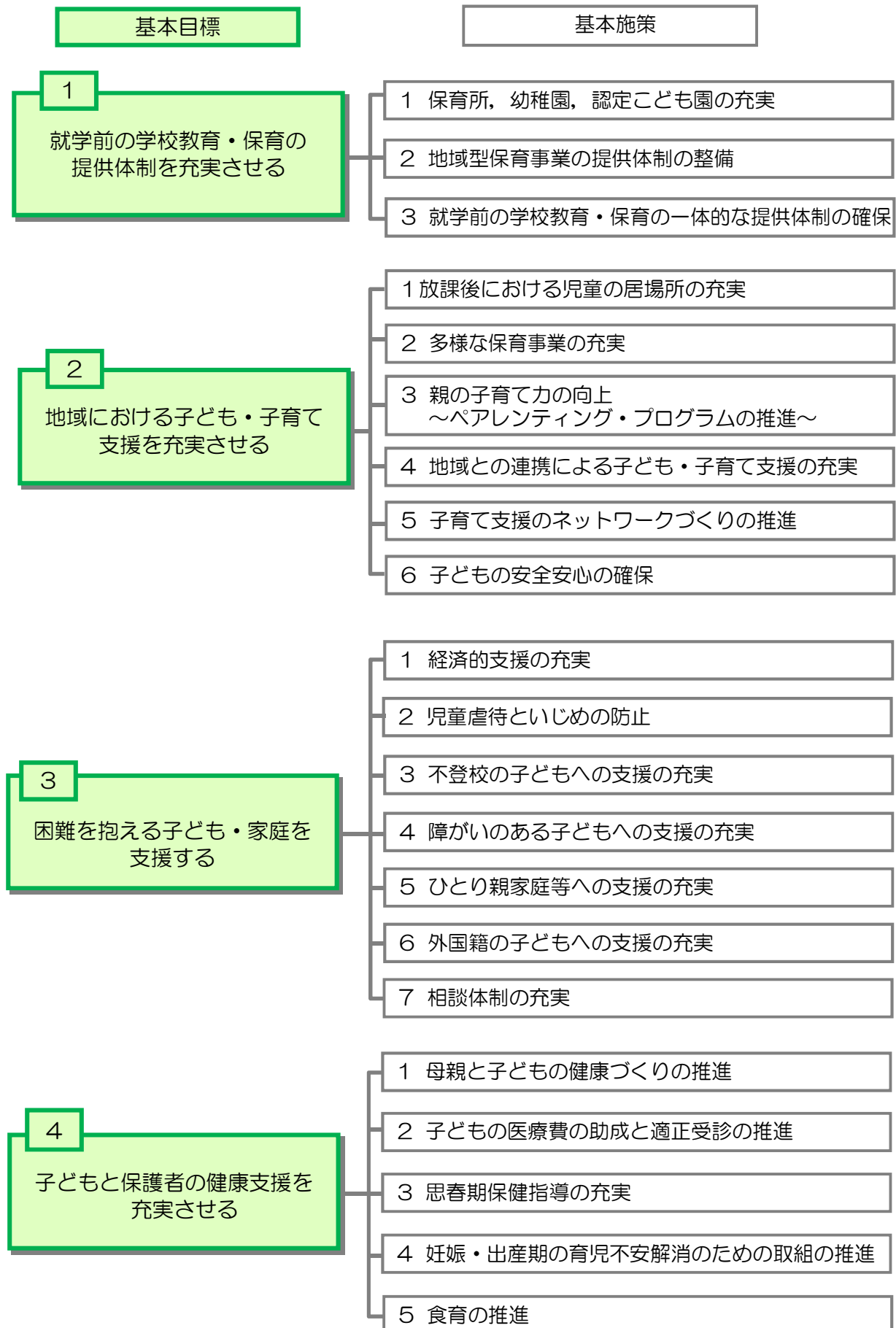
子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育・保育の利用状況、学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

本計画では、市全域を一つの区域として、学校教育・保育提供区域として設定します。総社市は、市内における道路交通網が整備されており、市の端から端へ移動したとしても、車で概ね 30 分程度で移動できる環境にあります。また、市民の就労場所は倉敷市や岡山市が多いことから、保育所利用者の動線は、市中央部から南、もしくは東に延びており、保育所等の分布状況によれば、居住地区以外の保育所の利用もしやすい状況です。また、市全域を区域とした場合、児童数及び事業量に偏りなく見込み量を算出でき、学校教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期の見込みがたてやすくなります。

このような現状を踏まえ、市全域を一つの区域とし、今後の需要の変化に適切に対応し、多様なサービス提供を推進します。

## 地 図 挿 入

## 4 計画の体系



5

ワーク・ライフ・バランスを  
推進する

1 子育て支援の職場環境づくりの促進と若者の就  
労支援の充実

2 家庭における男女共同参画の推進

6

次代を担う子どもの  
生きる力を育む

1 子どもの生きる力の育成

2 若い世代からの親育ちの支援

## 第2章 総社市の子どもを取り巻く現状

### 1 人口構成及び子どもの人口の増減

- 国勢調査による人口は平成22年に減少に転じました。
- 国勢調査による平成22年の14歳以下の年少人口は9,470人であり、平成2年と比較すると19.4%減少しており、少子化が進行しています。
- 年少人口割合は、国、県よりもやや高い値で推移していますが、低下傾向にあります。
- 近年は出生数が微増したこともあり、住民基本台帳による子どもの人口は横ばいの状況となっていますが、20～30歳代の女性人口の減少などにより、中長期的にみて、年少人口の減少傾向は避けられません。

【年齢3階級別人口・構成比の推移】

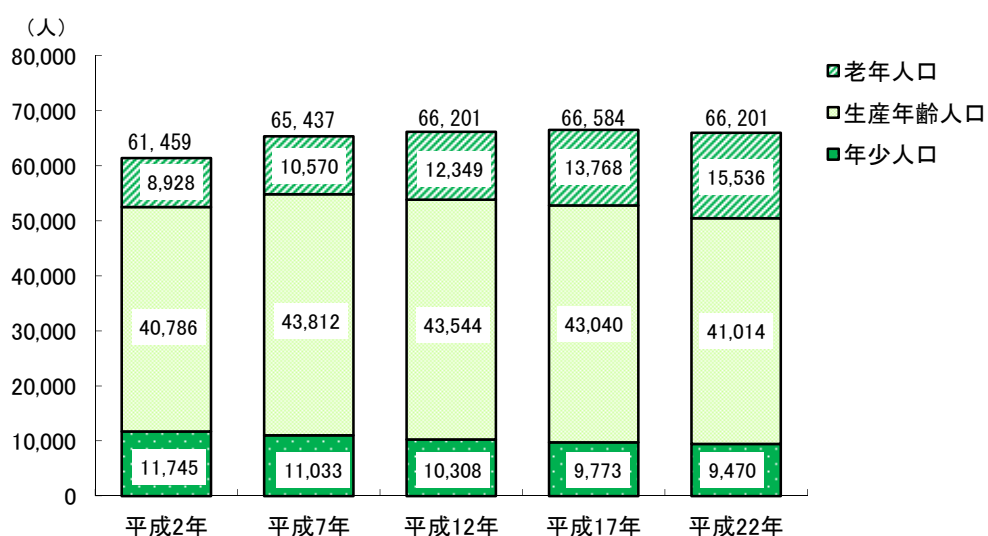
単位：人

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	61,459	65,437	66,201	66,584	66,201
年少人口 (14歳以下)	11,745 19.1%	11,033 16.9%	10,308 15.6%	9,773 14.7%	9,470 14.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	40,786 66.4%	43,812 67.0%	43,544 65.8%	43,040 64.6%	41,014 62.1%
老年人口 (65歳以上)	8,928 14.5%	10,570 16.2%	12,349 18.7%	13,768 20.7%	15,536 23.5%

注) 総人口には年齢不詳人口を含む。下段は総人口に対する割合  
(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

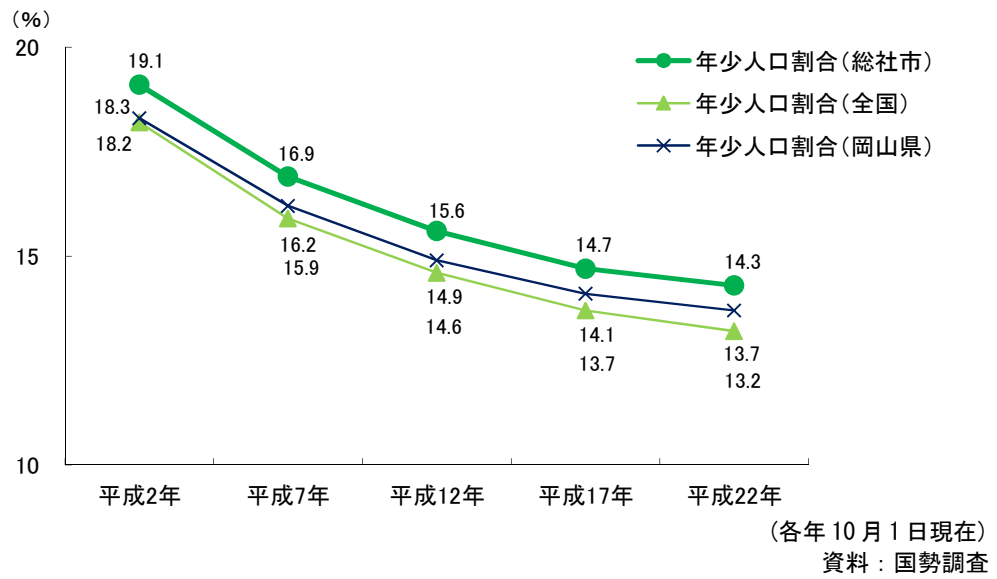
【年齢3階級別人口の推移】



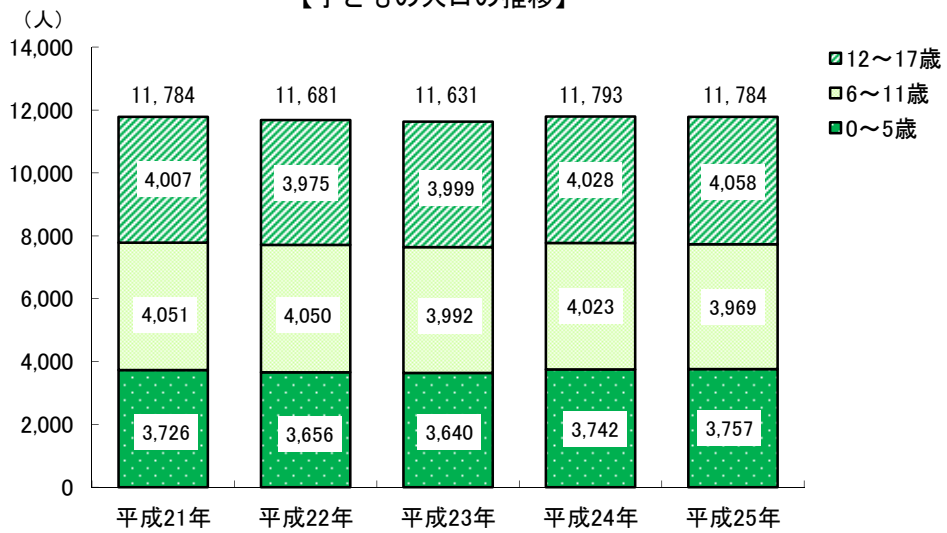
(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

【年少人口割合の推移（全国・岡山県との比較）】



【子どもの人口の推移】



資料：住民基本台帳（外国人を含む）

## 2 家庭の状況

### (1) 世帯の推移

- 国勢調査による家族類型別の一般世帯数は、単独世帯と核家族世帯が増加しています。
- 親族世帯に占める核家族世帯の割合が上昇しています。

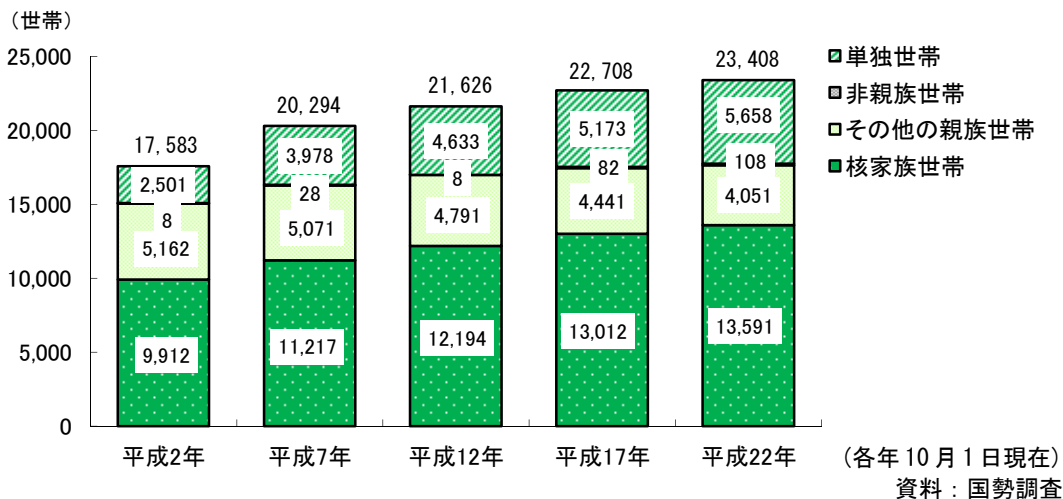
【家族類型別一般世帯数の推移】

単位：世帯

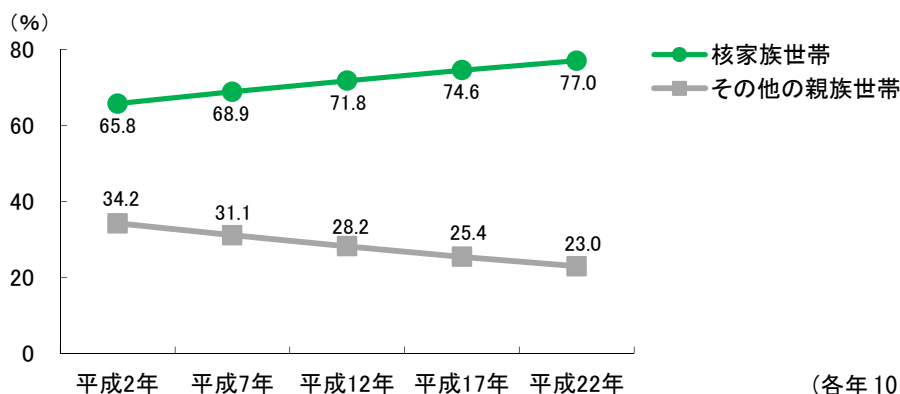
区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯	17,583	20,294	21,626	22,708	23,408
親族世帯	核家族世帯 (56.4%)	11,217 (55.3%)	12,194 (56.4%)	13,012 (57.3%)	13,591 (58.1%)
	その他の親族世帯 (29.4%)	5,071 (25.0%)	4,791 (22.2%)	4,441 (19.6%)	4,051 (17.3%)
非親族世帯	8 (0.0%)	28 (0.1%)	8 (0.0%)	82 (0.4%)	108 (0.5%)
単独世帯	2,501 (14.2%)	3,978 (19.6%)	4,633 (21.4%)	5,173 (22.8%)	5,658 (24.2%)

注) ( )内は、一般世帯数に占める割合  
(各年 10 月 1 日現在)  
資料：国勢調査

【家族類型別一般世帯数の推移】



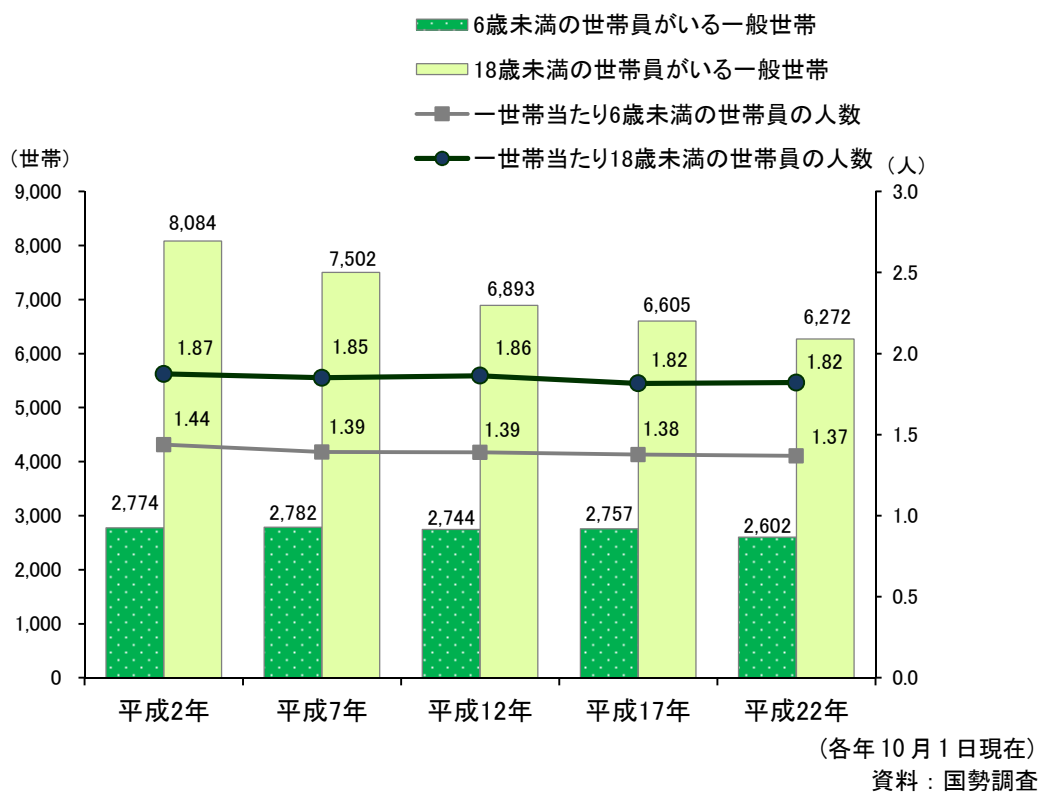
【親族世帯に占める核家族世帯・その他の親族世帯割合の推移】



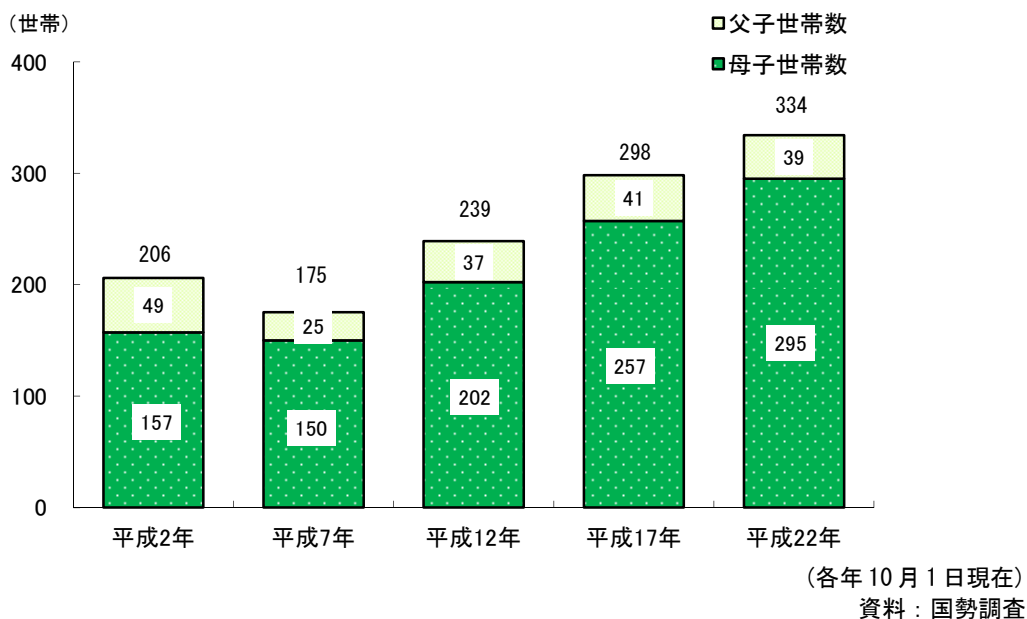


- 6歳未満・18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しています。
- 母子世帯数は増加しており、平成12年と比較すると、平成22年は46%増となっています。

【6歳未満・18歳未満の子どもがいる一般世帯数の推移】



【母子・父子世帯数の推移】



## (2) 出生の動向

- 人口動態統計調査による出生数は平成 19 年から平成 21 年にかけて減少していましたが、平成 22 年にやや増加し、その後横ばいでしたが、平成 25 年は増加しました。
- 出生率（人口 1,000 対）は平成 20 年からは上昇傾向となっています。
- 合計特殊出生率は全国よりもやや高い値で推移していますが、平成 25 年は 1.55 であり、人口を維持するために必要な 2.08 を大きく下回っています。

【出生数の推移】

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
出生数(件)	594	568	546	547	560	561	561	580
出生率	8.9	8.5	8.2	8.2	8.5	8.5	8.4	8.7

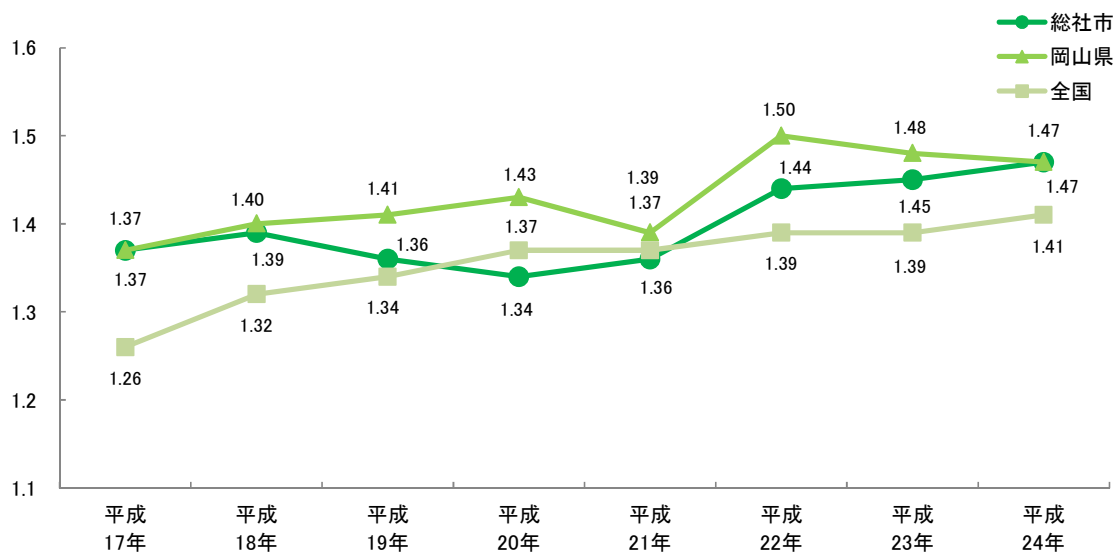
資料：人口動態統計調査（厚生労働省）  
注）出生率＝人口 1,000 対

【合計特殊出生率の推移】

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
総社市	1.39	1.36	1.34	1.36	1.44	1.45	1.47	1.55
岡山県	1.40	1.41	1.43	1.39	1.50	1.48	1.47	1.49
全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

資料：人口動態統計調査（厚生労働省）

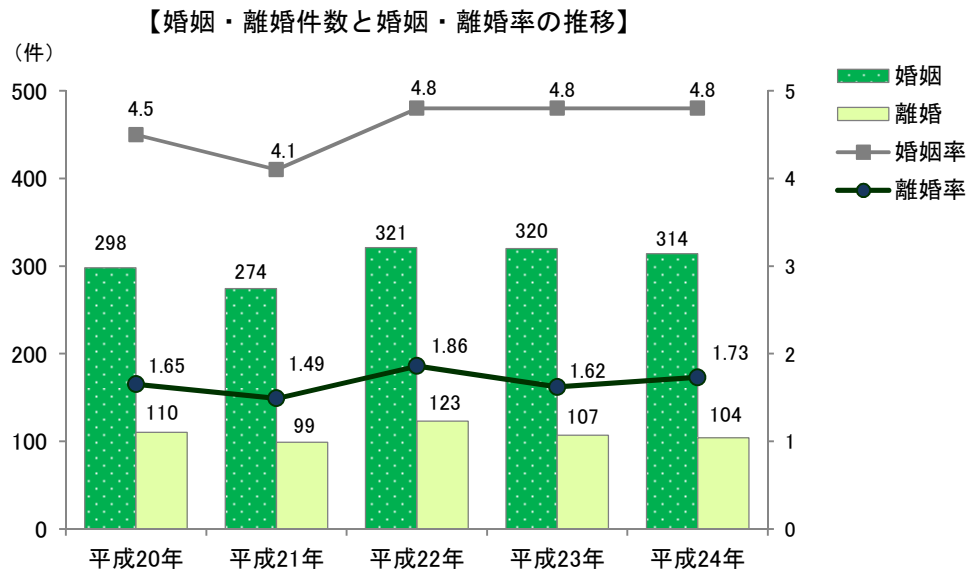
【合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態統計調査（厚生労働省）

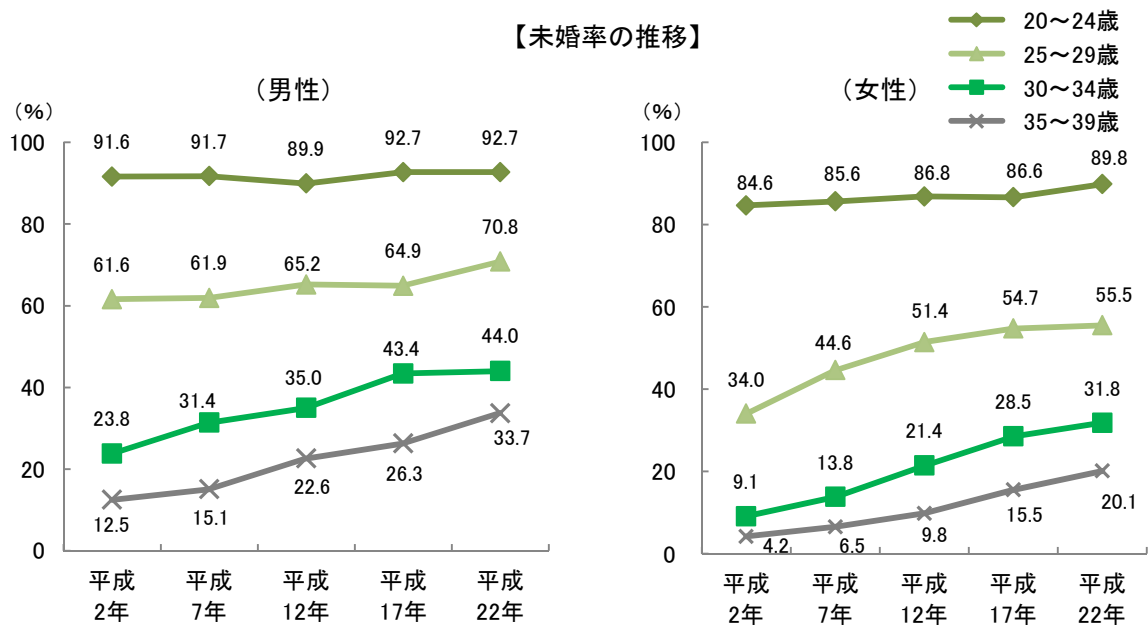
### (3) 婚姻の動向

- 婚姻件数は平成 22 年以降 300 件を超え、横ばいとなっています。
- 離婚件数は平成 22 年に増加しましたが、平成 23 年に減少しています。



資料：人口動態統計調査（厚生労働省）

- 国勢調査による未婚率は、20 歳から 39 歳まで、男女ともにいずれの年齢層も上昇しています。
- 未婚率は、男女ともに、30～34 歳、35～39 歳で平成 22 年と平成 12 年を比較すると、約 10 ポイント上昇しています。



(各年 10 月 1 日現在)

資料：国勢調査

### 3 人口の将来推計

- 住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法により、本市の人口の将来推計を行ったところ、今後、11歳以下の人口は年々減少し続け、平成25年の7,726人から、平成31年には7,677人となることが推計されます。
- 子どもの人口減少の要因として、未婚率の上昇や晩婚化の進行、母親となる年代の女性人口の減少などが考えられます。
- 本計画の目標年度である平成31年には、0～5歳人口が3,581人、6～11歳人口が4,096人と見込まれています。

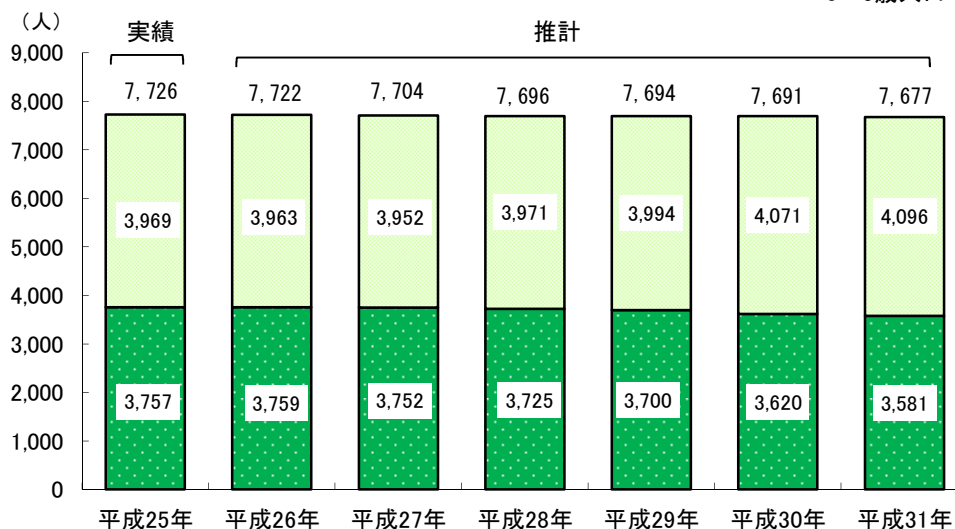
【将来推計人口】

単位：人

区 分	実績	推計				
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	556	549	541	535	527	519
1歳	642	595	589	581	575	567
2歳	615	612	611	605	597	591
3歳	645	682	633	631	625	617
4歳	648	650	696	647	644	638
5歳	651	664	655	701	652	649
6歳	638	663	674	665	712	663
7歳	639	665	667	678	669	716
8歳	651	647	670	672	683	674
9歳	665	645	648	671	673	684
10歳	692	660	653	656	679	681
11歳	684	672	659	652	655	678
合計	7,726	7,704	7,696	7,694	7,691	7,677

【将来推計人口】

□6～11歳人口  
■0～5歳人口



## 4 女性の就業状況

- 平成 22 年の国勢調査による本市の女性の年齢別労働力率は、25 歳～29 歳では 75.9%であるのに対し、30～34 歳では 67.2%，35～39 歳では 70.8%に落ち込み、40 歳～44 歳では 75.7%に上昇するM字曲線を示しています。
- M字曲線は、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられます。
- 一方、30～34 歳の労働力率は、平成 12 年は 57.9%であったのに対し、平成 22 年は 67.2%であり、その落ち込みは緩やかになっており、子育て世代の女性が就労するケースが多くなっていると考えられます。

【女性の労働力率】

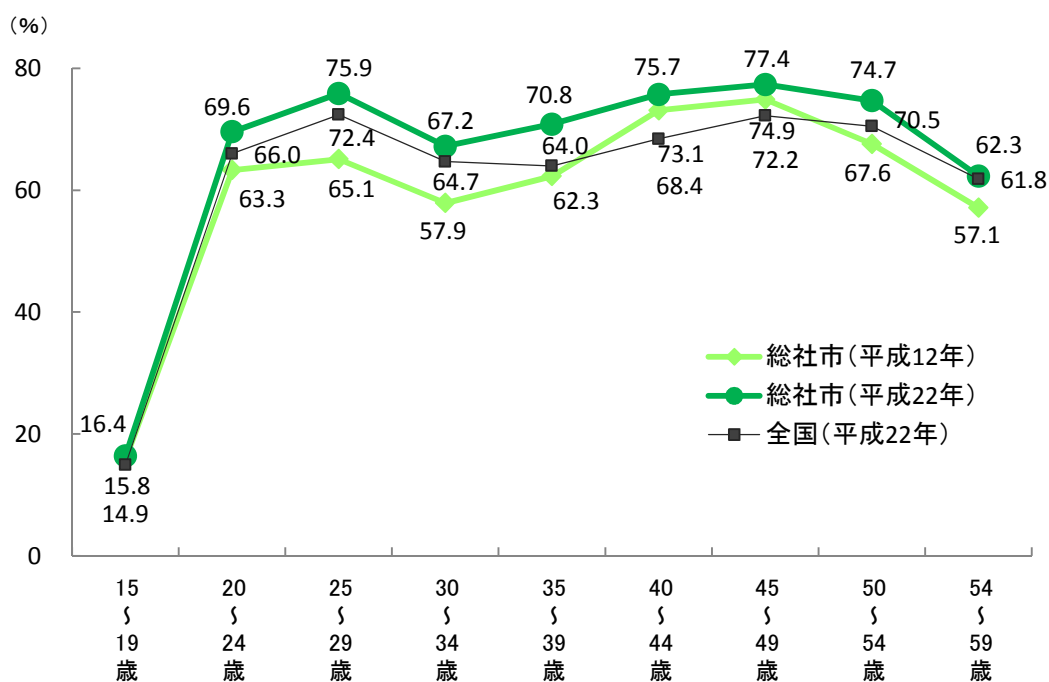
単位：%

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年 (岡山県)	平成 22 年 (全国)
15～19 歳	17.6	16.1	15.8	15.4	16.4	14.9	14.9
20～24 歳	73.8	68.5	63.3	67.2	69.6	68.0	66.0
25～29 歳	54.6	62.7	65.1	73.0	75.9	75.9	72.4
30～34 歳	52.1	50.9	57.9	64.9	67.2	68.4	64.7
35～39 歳	64.3	63.2	62.3	68.1	70.8	69.2	64.0
40～44 歳	73.9	72.7	73.1	74.3	75.7	74.3	68.4
45～49 歳	75.4	71.7	74.9	78.1	77.4	77.2	72.2
50～54 歳	67.1	66.9	67.6	72.5	74.7	74.3	70.5
55～59 歳	52.8	54.9	57.1	59.3	62.3	63.9	61.8

(各年 10 月 1 日現在)

資料：国勢調査

【女性の労働力率（平成 12 年・平成 22 年）】



(各年 10 月 1 日現在)

資料：国勢調査

## 5 保育所及び幼稚園の状況

### (1) 認可保育所入所児童数等の推移

- 平成 26 年 4 月 1 日現在、14 か所の認可保育所があります。
- 待機児童解消のため、既存の 12 施設に加え、平成 23 年 4 月に私立 1 園、平成 24 年 4 月に私立 1 園を新たに新設しました。
- 入所児童数は年々増加傾向にあり、保育所の平均入所率は 100%を超えています。
- 新たな整備を行ってきましたが、保育のニーズは高く、今後子どもの育ちと、女性の活躍を保障する意味でも、さらに質と量の充実を図る必要があります。

【認可保育所入所児童数等の推移】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育所数(箇所)		12	13	14	14	14
定員数(人)		1,125	1,215	1,305	1,305	1,285
入所児童数(人)		1,233	1,296	1,347	1,383	1,390
内訳	0 歳児	89	75	78	80	82
	1 歳児	180	224	211	232	210
	2 歳児	219	218	255	235	262
	3 歳児	240	257	256	285	264
	4 歳児	259	262	281	275	297
	5 歳児	246	260	266	276	275
保育所入所率		1.10	1.07	1.03	1.06	1.08

(各年 4 月 1 日現在)

【各認可保育所入所状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)】

	定員数 (人)	入所 児童数 (人)	入所率	サービス				
				延長	休日	障がい児	一時	
公立	総社保育所	120	120	1.00	○		○	
	清音保育園	110	107	0.97	○		○	
公設 民営	中央保育所	120	129	1.08	○		○	○
私立	ひかり保育園	90	107	1.19	○		○	○
	第二ひかり保育園	90	101	1.12	○		○	○
	第三ひかり保育園	90	103	1.14	○		○	
	すみれ保育園	100	97	0.97	○		○	○
	すずらん保育園	60	65	1.08	○		○	
	第二すずらん保育園	85	92	1.08	○		○	
	みどり保育園	90	99	1.10	○	○	○	
	山手保育園	90	99	1.10	○		○	
	あのね保育園	60	68	1.13	○		○	
	スマイル保育園	90	102	1.13	○		○	
太陽保育園	90	101	1.12	○		○	○	
合計		1,285	1,390	1.08	—	—	—	—

## (2) 幼稚園入園児童数の推移

- 平成 26 年 5 月 1 日現在，18 か所の市立幼稚園があります。
- 3～5 歳児の人口減少及び保育を必要とする児童の増加により，入園児童数は減少傾向にあります。
- 保護者のニーズに対応し，平成 22 年度から幼稚園での預かり保育を実施してきました。平成 26 年度においては 5 園で実施しています。

【幼稚園入園児童数等の推移】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
幼稚園数(箇所)		18	18	18	18	18
定員数(人)		2,255	2,255	2,255	2,255	2,255
入園児童数(人)		991	987	991	993	986
内訳	3 歳児	309	301	303	302	310
	4 歳児	351	346	335	342	328
	5 歳児	350	340	353	349	348
預かり保育の実施状況(箇所)		2	3	4	5	5

(各年 5 月 1 日現在)

## 6 地域子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 放課後児童クラブの設置状況

- 平成26年4月1日現在、市内15小学校区中13小学校区、13か所の放課後児童クラブを設置しています。
- 定員にかかわらず、施設及び指導員の状況等により、待機児童が発生しているクラブや受入に余裕のあるクラブがあるため、実態にあわせて定員の見直しや広域入所を検討する必要があります。

【放課後児童クラブの設置状況(平成26年4月1日現在)】

	定員数 (人)	入所児童数 (人)	入所率
総社小学校区放課後児童クラブ	100	85	0.85
常盤小学校区放課後児童クラブ A	50	49	0.98
常盤小学校区放課後児童クラブ B	50	48	0.96
中央小学校区放課後児童クラブ	50	38	0.76
総社北小学校区放課後児童クラブ	40	44	1.10
昭和・維新小学校区放課後児童クラブ	40	51	1.28
清音小学校区放課後児童クラブ	50	40	0.80
山手小学校区放課後児童クラブ	40	42	1.05
総社東小学校区放課後児童クラブ	50	50	1.00
総社西小学校区放課後児童クラブ	40	26	0.65
神在小学校区放課後児童クラブ	40	29	0.73
阿曾小学校区放課後児童クラブ	20	17	0.85
秦小学校区放課後児童クラブ	20	14	0.70
合計	590	533	0.90

### (2) 地域子育て支援拠点事業の状況

- 平成25年度末時点で、地域子育て支援センター5か所、つどいの広場4か所を設置し、子育て家庭などに対する相談や育児の指導を行うとともに、親子の交流などを通して、育児支援を行っています。

【地域子育て支援拠点事業の実施状況】

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地域子育て 支援センター	実施箇所数(箇所)	5	5	5	5
	利用延人数(人)	3,960	4,080	3,660	5,490
つどいの 広場	実施箇所数(箇所)	4	4	4	4
	利用延組数(組)	16,281	14,849	15,521	16,506



### (3) 妊婦健康診査の状況

- 母子手帳交付時に受診券を交付し、県内の医療機関に委託して実施しています。
- 妊婦一般健康診査 14 回，超音波検査 4 回，血液検査 2 回，クラミジア抗原検査を実施しています。

【妊婦健康診査の実施状況】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診実人数(人)	878	892	911	916
受診延人数(人)	6,290	6,782	6,375	6,676

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

- 生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問事業を実施しています。

【乳児家庭全戸訪問の実施状況】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児訪問延件数(件)	554	559	554	585
実施率 (%)	99.5	99.6	100.0	99.8

### (5) 養育支援訪問事業の状況

- 支援が必要な親子や妊婦に対して、相談や支援を行います。

【養育支援訪問の実施状況】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延件数(件)	279	384	286	351

### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況

- 保護者の疾病やその他の理由により、家庭での養育が一時的に困難になった際に児童養護施設などにおいて緊急一時的に児童を養育，保護する事業であり，吉備中央町のみのり園と契約を締結していますが，平成25年度の実績はありませんでした。

### (7) ファミリー・サポート・センター事業の状況

- NPO 法人保育サポート「あい・あい」に委託し，実施しています。
- 利用会員数は，年々増加しています。
- 病児保育室「ほっとチュッピー」への送迎を行うなど，連携した取組も行っていません。

【ファミリー・サポート・センター事業の実施状況】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
利用会員数(人)	397	463	537	610
提供会員数(人)	66	67	68	72
コーディネート件数(件)	4,603	5,624	4,837	6,186
サポート利用実人数(人)	834	740	753	730

(8) 一時預かりの状況

- 新設の保育所1か所で新たに実施し、平成25年度末時点で、5か所で保育所における一時預かりを実施しています。
- 平成25年度末時点で、5か所で幼稚園における預かり保育を試行実施しています。

【一時預かりの実施状況】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所	実施箇所数(箇所)	4	4	5	5
	利用延人数(人)	7,066	6,005	5,108	5,793
幼稚園	実施箇所数(箇所)	2	3	4	5
	利用延人数(人)	2,785	4,186	6,569	8,166

(9) 延長保育の状況

- 新設の保育所2か所で新たに実施し、平成25年度末時点で、14か所で延長保育を実施しています。

【延長保育の実施状況】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数(箇所)	12	13	14	14
利用延人数(人)	15,223	15,865	17,335	19,983

(10) 病児保育の状況

- 平成22年4月に三宅小児科医院内に病児保育室「ほっとチュッピー」を開設し、平成25年度末時点で、1か所で実施しています。

【病児保育の実施状況】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
利用延人数(人)	456	588	584	534

## 7 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果

### (1) 保護者の就労状況

- 両親ともに就労している割合は、全体の49.3%、0歳で45.6%、1・2歳で44.8%、3～5歳で52.9%となっています。
- 就労している母親の割合は育児休業中などを含め53.8%であり、就労していない母親のうち、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」という希望がある割合は20.0%となっています。
- 帰宅時間が20時を超える割合は、父親で53.2%、母親で7.9%となっています。特に父親は、22時を超える割合が15.8%となっています。
- 1週当たりの就労日数が6日を超える割合は、父親で43.7%、母親で15.6%となっています。

### (2) 学校教育・保育事業の利用状況と利用希望

- 幼稚園や保育所などの定期的な学校教育・保育事業を利用している割合は、0歳で27.2%、1・2歳で39.4%、3～5歳で97.3%となっています。
- 早い時期に、定期的な学校教育・保育事業の利用希望がある割合は、0歳で57.6%、1・2歳で61.9%、3～5歳で99.4%となっています。
- 利用している学校教育・保育事業は、0～2歳では認可保育所の割合が高く、3～5歳は幼稚園が57.6%、保育所が40.0%となっています。
- 希望する利用終了時間は、現在の終了時間よりも遅い割合が高くなっており、幼稚園では17時以降が19.9%、保育所では19時以降が22.2%となっています。
- 幼稚園を利用して、現在預かり保育を利用していない人のうち、今後利用したい割合は53.1%となっています。
- 事業を選択する際に重視することとして、「居住地に近い場所」が73.2%で最も高く、「幼稚園教諭、保育士などの対応」が34.8%、「教育・保育の方針・内容」が29.8%と質を重視するニーズも高くなっています。
- ほぼ毎週、日曜日・祝日の学校教育・保育事業の利用希望がある割合は2.9%となっています。
- 長期休暇中にほぼ毎日、幼稚園の利用希望がある割合は12.3%となっています。

### (3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望

- 現在、「つどいの広場」を利用している割合は、0歳で32.0%、1・2歳で21.8%、「地域子育て支援センター」を利用している割合は、0歳で5.6%、1・2歳で7.4%となっています。
- 現在利用していないが、今後利用したいという割合は、0歳で39.2%、1・2歳で27.2%となっています。

### (4) 病児・病後児保育の利用希望

- 子どもが病気などの理由で保育所などを休み、父親や母親が仕事を休んで対応した家庭のうち、病児・病後児保育の利用希望がある割合は34.1%となっています。

### (5) 日中の一時的な保育の利用希望

- 私用や冠婚葬祭、親の通院などのために、日中の一時的な保育の利用希望がある割合は、47.5%となっています。

### (6) 放課後児童クラブの利用希望

- 子どもの年齢が5歳の家庭で、小学校就学後の子どもが放課後に過ごす場所として、放課後児童クラブを希望する割合が低学年の時期で33.3%、高学年の時期で17.6%となっています。

### (7) 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した（取得中である）割合は、父親で2.4%、母親で30.0%となっており、取得しなかった理由として、利用する必要がなかった割合を除くと、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業制度がなかった」などが上位となっています。

## 8 現状分析のまとめ

### (1) 少子化の状況

本市の近年の住民基本台帳による17歳以下の子どもの人口は横ばいの状況であり、また、平成25年の出生率は岡山県の値を上回っています。

しかし、平成2年からの国勢調査による14歳以下の年少人口の推移をみると、平成22年は、平成2年と比較すると約2割減少しており、全国の動向よりも緩やかではありますが、少子化が着実に進行しています。

また、平成25年の合計特殊出生率は1.55であり、近年やや上昇していますが、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

子どもの将来推計人口も減少することが予測されており、総社市の未来を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つ地域を実現することは、喫緊の課題です。

### (2) 家族形態や地域の環境の変化

近年、核家族化の進行や地域の間人関係の希薄化などの社会環境の変化により、身近に子育てを支援してくれる人がおらず、子育て家庭の孤立化や育児に大きな不安や負担感をもつ親が多くいることが問題となっています。

本市の国勢調査による世帯の状況も、核家族世帯が増加しており、ニーズ調査結果において、子どもをみてもらえる親族や知人がいない家庭の割合が7.0%となっています。

また、現在、多くの子育て家庭がつどいの広場や子育て支援センターを利用していますが、ニーズ調査結果によると、0歳児の子どもの家庭では、「現在利用していないが、利用したい」という割合が4割となっており、子育てに関する相談や情報提供、仲間づくりの場へのニーズは高くなっています。

子育てをする親の不安や負担感を軽減し、子育てに喜びを感じながら、親も成長できるよう、地域全体で子育てや子どもの成長を支援することが重要です。

### (3) 幼児期の学校教育・保育のニーズへの対応

国勢調査によると、本市の子育てをする年代の女性の労働力率は上昇しており、ニーズ調査結果によると、両親とも就労する割合は高く、遅い時間の就労や土曜日、日曜日の就労など、働き方は多様化しています。

また、ニーズ調査結果による、幼児期の学校教育・保育事業の利用希望は、現在の利用状況を上回っており、遅い時間帯の利用希望や、土曜日、日曜日の利用希望、幼稚園の預かり保育の希望もあり、また、就学後の放課後児童クラブの利用希望も高くなっています。

さらに、幼児期の学校教育・保育事業の内容や教員や保育士の対応など、質へのニーズもあがっています。

本市においては、保育所の新たな設置や幼稚園での預かり保育、病児保育の実施など、保育事業の拡充を図ってきましたが、さらなる提供体制の充実が求められています。

## 第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

### ◆ 評価方法

事業の担当課にあて、後期計画の事業一覧を記した評価シートを配布し、後期計画に記載した事業の達成度と事業の必要性について評価を行いました。評価については、以下のようにとりまとめています。

#### 【事業別実施状況評価】

事業別実施状況評価では、後期計画時に実施した各事業を目標以上、目標達成、目標未達の3項目で評価し、その合計数を記載しています。基準は以下のとおりです。

目標以上：後期計画時の目標に対し、目標を達成し、かつ目標以上の成果となった事業

目標達成：後期計画時の目標に対し、目標を達成した事業

目標未達：後期計画時の目標に対し、目標が達成できなかった事業

#### 【施策別実施状況評価】

施策別実施状況評価の数字では、事業別実施状況評価の合計数をまとめ、その合計をもとに達成された施策の割合を示しています。

## 基本目標1 地域における子育ての支援

### 1 基本目標評価

【施策別実施状況評価】

施策	事業数	施策別実施状況評価		
		目標以上	目標達成	目標未達
基本施策1 保育サービスの充実	7	3	2	2
基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実	11	0	8	3
基本施策3 子どもの居場所づくり	9	0	7	2
基本施策4 子育て支援のネットワークづくり	12	0	12	0
基本施策5 子どもの人権尊重と権利擁護	3	0	3	0
基本施策6 子育てにともなう負担の軽減	4	0	4	0
合計	46	3	36	7
割合(比率)	100.0%	6.5%	78.3%	15.2%

※施策別実施状況評価の数字では、事業別実施状況評価の合計数をまとめ、その合計をもとに達成された施策の割合を示しています。

### 2 基本施策別評価ならびに、現状と課題

#### 〈基本施策1 保育サービスの充実〉

##### (1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策1 保育サービスの充実	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
通常保育事業の充実	◇		
延長保育事業の充実	◇		
休日保育事業の充実			◇
障がい児保育事業の充実		◇	
保育士などの研修の充実		◇	
保育所増改築など事業	◇		
保育所民営化推進事業			◇

※事業別実施状況評価では、後期計画期間に実施した各事業を目標以上、目標達成、目標未達の3項目で評価し、その合計数を記載しています。



【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
通常保育事業の充実	12 か所 1,125 人	14 か所 1,305 人	13 か所 1,215 人	目標以上
延長保育事業の充実	12 か所	14 か所	13 か所	目標以上
休日保育事業の充実	1 か所	1 か所	2 か所	目標未滿

(2) 取組と課題

**取 組**

- 保育所の待機児童解消のため、平成 23 年 4 月に私立 1 園、平成 24 年 4 月に私立 1 園を新設しました。
- 新設の保育所 2 か所でも延長保育を実施し、14 園全園で延長保育を実施しました。
- 休日保育事業は 1 か所で実施しましたが、目標指標の 2 か所は達成していません。

**課 題**

- 保育所を新たに整備しましたが、依然として待機児童は解消できていません。高まるニーズに対応し、さらなる充実が求められています。
- 希望する保育所に入れない状況があることや、入所が難しい時期や子どもの年齢・月齢など、どのような条件の際に希望する保育所に入れないかなど、保育所を選択する前から詳しい情報がほしいという保護者の意見があがっています。
- 延長保育事業、休日保育事業についてはニーズが高いことから、さらなる児童の受け入れ先の増設及び保育時間の延長が求められています。
- 保育士などの研修の充実については、施設での保育だけでなく、家庭での子育て支援や保護者への支援に対応するため、さらなる充実が求められています。
- 保護者の就労形態や就労時間は多様化する傾向にあり、仕事と子育ての両立のためには、さまざまな状況に対応できる保育サービスが必要となります。また、子育て家庭の負担感や不安感の軽減も考慮した保育サービスの充実を図る必要があります。

《基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実》

(1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
子育てカレッジの開設		◇	
病院における乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育施設）の拡充		◇	
保育所における一時預かり事業		◇	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の拡充			◇
幼稚園預かり保育事業の充実			◇
「子育て支援総合コーディネーター」事業			◇
ファミリー・サポート・センター事業の充実		◇	
子育て短期支援事業（ショートステイ）		◇	
ガイドブックとホームページによる子育て支援情報の提供		◇	
家庭児童相談員による相談の充実		◇	
幼稚園における子育て支援活動事業		◇	

【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
病院における乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育施設）の拡充	0 か所	1 か所	1 か所	目標達成
保育所における一時預かり事業	4 か所	5 か所	5 か所	目標達成
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の拡充	12 か所	13 か所	14 か所	目標未達
幼稚園預かり保育事業の充実	0 か所	5 か所	9 か所	目標未達
子育て短期支援事業（ショートステイ）	0 か所	1 か所と受入契約	1 か所と受入契約	目標達成

## (2) 取組と課題

### 取組

- 岡山県立大学との協働により、子育てカレッジを開設しました。保育ステップアップ講座、子育て支援ネットワーク研修会を通じて地域の子育て支援者の質的向上を図るとともに、「親子で楽しむ音楽会」を開催したり、「チュッピーひろば」を開設し、親子交流や相談支援、情報発信を行ったりしました。
- 平成22年4月に病児保育室「ほっとチュッピー」を開設しました。
- NPO 法人保育サポート「あい・あい」に委託し、実施しているファミリー・サポート・センターにおいて、病児保育室「ほっとチュッピー」と連携を図り、子どもの送迎に対応しました。
- 保育所における一時預かり事業を平成24年度に新たに1か所で開始し、計5か所で実施し、充実を図りました。
- 放課後児童クラブを13か所で実施していますが、目標の14か所には達していません。
- 幼稚園の預かり保育を5か所で試行実施しましたが、目標の9か所に達していません。
- 子育て短期支援事業について、吉備中央町のみのり園と契約を締結していますが、平成25年度の実績はありませんでした。
- 平成24年3月に子育て応援BOOKを作成し、子育て支援情報の提供に努めました。

### 課題

- 放課後児童クラブについては、全小学校区の児童が利用可能な体制づくりが必要です。地域住民との協力・連携を図り、さらに充実させる必要があります。
- 幼稚園の預かり保育が開始されましたが、さらなる拡充と時間延長へのニーズがあります。
- 子育て応援BOOKや子育てバリアフリーマップを作成し、積極的に子育て支援施策の情報提供を行っていますが、制度やサービスを知らない世帯の減少のため、さらに効果的な情報提供を行うことが必要です。
- 子育て支援総合コーディネーターが配置できていないことから、情報提供体制の充実を図るためにも、今後の配置を検討する必要があります。
- 子育てに悩んでいる家庭の不安を解消したり、親の成長を支援するため、利用しやすい相談体制を整備するとともに、多様化・複雑化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ることも重要です。

## 《基本施策3 子どもの居場所づくり》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策3 子どもの居場所づくり	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
「つどいの広場」事業			◇
「地域子育て支援センター」事業の充実		◇	
総合的な子育て支援センターの設置の検討			◇
図書館での絵本の読み聞かせ事業の充実		◇	
学校施設開放事業		◇	
保育所園庭開放事業の充実		◇	
親子ふれあいプラザ, ラッコの部屋, 親子ふれあいルームの充実		◇	
未就園児親子登園事業の充実		◇	
子どもの居場所づくり		◇	

#### 【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
「つどいの広場」事業	3 か所	4 か所	5 か所	目標未達
「地域子育て支援センター」事業の充実	5 か所	5 か所	5 か所	目標達成

### (2) 取組と課題

#### 取 組

- 平成 22 年に「チュッピーひろば」を開設し、計 4 か所でつどいの広場を実施しましたが、目標の 5 か所には達していません。
- 子育て家庭が利用しやすいよう、つどいの広場の運営スタッフが母子保健事業開催場所に出向いて親子と交流を行いました。
- つどいの広場や地域子育て支援センターを紹介するパンフレット「親子交流の場」を作成し、周知を強化しました。

#### 課 題

- つどいの広場の拡充を行い、相談や情報提供、子育て中の親同士の交流などにより子育て家庭の育児不安の軽減や親育ちの支援、子どもの成長への支援を行ってまいりましたが、アンケートの結果による新たに利用を希望する割合は 0 歳で 39.2%、1・2 歳で 27.2%と、ニーズは高くなっています。事業実施の周知を図るとともに、利用のきっかけづくりを進めるなど、さらなる充実が求められています。

## 《基本施策4 子育て支援のネットワークづくり》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策4 子育て支援のネットワークづくり	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
主任児童委員、児童委員との連携		◇	
愛育委員・栄養委員との連携		◇	
ボランティア、NPO法人の育成		◇	
大学生等を対象にしたプレーリーダーの育成		◇	
親子クラブ活動の充実		◇	
地域協働型の運営による子育てグループ活動の充実		◇	
子育て支援連絡会の開催		◇	
子ども会連合会との連携		◇	
スカウト協議会との連携		◇	
スポーツ少年団との連携		◇	
体育協会との連携		◇	
専門的知識を持ったボランティアのコーディネート		◇	

### (2) 取組と課題

#### 取組

- ファミリー・サポート・センター事業やつどいの広場事業などをNPO法人に委託し、協働により子育て支援施策に取り組みました。
- 「子育て王国そうじゃ」まちづくり実行委員会、支援者ネットワーク研修会など子育て支援に取り組む関係者が集い、子育て支援についての協議や情報交換を行いました。
- 主任児童委員や愛育委員など、地域の子育て支援の活動を行う団体と連携を強化しました。
- 市内17の親子クラブの理事会での情報交換や研修会を通し、活動の充実を支援しました。
- 子育て支援者養成講座を開催し、産前・産後のママをサポートするメンター(支援者)を養成しました。

#### 課題

- 地域での支援は、子育て家庭の孤立を防いだり、育児不安を軽減するために重要な役割を担うため、今後も連携の強化を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

## 《基本施策5 子どもの人権尊重と権利擁護》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策5 子どもの人権尊重と権利擁護	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
「みんなで子育て」意識の醸成		◇	
子どもの権利啓発事業		◇	
そうじゃ子ども会議の設置		◇	

### (2) 取組と課題

#### 取組

- 小学校において「絵でみる 総社市子ども条例」を活用した授業を行い、「総社市子ども条例」の周知・啓発を図りました。
- 子どもが主体的に参画する「そうじゃ子ども会議」を設置しました。平成23年度は子ども会議、平成24年度には、子ども議会を開催し、東日本大震災の被災地である宮城県を視察し、その体験を基に議会で被災地支援などの提案がなされました。さらに、平成25年度には高校生議会を開催しました。

#### 課題

- 広く市民に「総社市子ども条例」が周知され、子どもの権利が守られるよう、さまざまな方法で啓発を推進する必要があります。

## 《基本施策6 子育てにともなう負担の軽減》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策6 子育てにともなう負担の軽減	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
父子家庭への支援		◇	
小児医療費給付事業		◇	
子ども手当支給		◇	
助産施設入所者措置事業		◇	

#### 【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
小児医療費給付事業	小学校修了時まで 通院・入院費無料	小学校修了時まで 通院費無料 平成 22 年度から中 学校修了時まで入 院費無料	小学校修了時まで 通院費無料 中学校修了時まで 入院費無料	目標達成

### (2) 取組と課題

#### 取 組

- 平成 21 年度までは小学校 6 年生まで通院・入院の医療費の自己負担分を助成してきましたが、平成 22 年度より中学生の入院医療費の自己負担分の助成を行うよう拡充しました。
- 増加し続ける小児医療費を抑制するため、「総社市医療費適正化推進委員会こども部会」を設置し、目標数値の設定、目標達成のための方策及び未達成の場合の制限の見直し内容や時期について検討しました。
- 医療機関への適正受診啓発、急病時の対処法を考える「小児科医による出張講座」の開講などにより、平成 25 年度の小児医療費は、制度を拡充した平成 20 年度以降、初めて前年度から削減できました。
- 子ども手当は、平成 24 年 6 月（4 月分）から児童手当として実施し、所得制限も開始しました。

#### 課 題

-

## 基本目標2 支援が必要な子ども等への支援

### 1 基本目標評価

【施策別実施状況評価】

施策	事業数	施策別実施状況評価		
		目標以上	目標達成	目標未達
基本施策1 児童虐待防止対策の充実	6	0	6	0
基本施策2 ひとり親家庭等への支援	11	1	10	0
基本施策3 障がいのある子どもへの対策	19	1	17	1
基本施策4 多文化共生への取り組み	1	0	1	0
合計	37	2	34	1
割合(比率)	100.0%	5.4%	91.9%	2.7%

### 2 基本施策別評価ならびに、現状と課題

#### 《基本施策1 児童虐待防止対策の充実》

##### (1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策1 児童虐待防止対策の充実	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
育児不安の親を対象にしたグループミーティングの開催		◇	
虐待予防及び育児不安の解消		◇	
家庭児童相談員を中心とした相談援助事業		◇	
要保護児童対策地域協議会の充実		◇	
児童虐待への専門的対応のためのシステムづくり		◇	
虐待をしている親と虐待をされている子どもに対する支援の充実		◇	

##### (2) 取組と課題

###### 取組

- 育児に不安をもつ親を対象にグループミーティングやカウンセリングを実施し、不安やストレスの解消を図りました。
- 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造で関係機関と密に連携を図り、要保護児童の早期発見、適切な対応に努めました。



## 課題

- 全国的に児童虐待に関する深刻な事件が起こっています。今後も、地域の関係機関との連携強化を図り、児童虐待を防止するための取組を進める必要があります。

### 《基本施策2 ひとり親家庭等への支援》

#### (1) 評価

##### 【事業別実施状況評価】

基本施策2 ひとり親家庭等への支援	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
高等技能訓練促進費事業の導入		◇	
総合的な自立支援		◇	
ひとり親家庭等への相談事業		◇	
母子福祉協力員との連携		◇	
母子生活支援施設入所事業		◇	
母子緊急一時保護事業	◇		
児童扶養手当支給事業		◇	
母子福祉資金貸付事業		◇	
ひとり親家庭等への医療費給付		◇	
遺児激励金の支給		◇	
交通遺児援助金の支給		◇	

#### (2) 取組と課題

##### 取組

- 母子家庭自立支援訓練給付金及び高等技能訓練促進費等を支給し、ひとり親家庭の就労支援を行いました。
- 生活、就業、養育費の確保などについての相談に応じました。
- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等への医療費給付及び母子福祉資金貸付事業などにより、経済的支援を行いました。

##### 課題

- ひとり親家庭を支援するための事業の周知を図る必要があります。
- 今後も、ひとり親家庭の自立の促進、就労と子育ての両立支援、不安感の軽減などを図るため、さらに充実した支援が望まれています。

## 《基本施策3 障がいのある子どもへの対策》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策3 障がいのある子どもへの対策	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
相談支援事業（相談支援センター「ゆうゆう」）		◇	
障がい児保育事業			◇
発達相談事業		◇	
療育相談事業 （総合健診・療育相談指導教室〈総社ペック〉）		◇	
移動支援事業		◇	
日中一時支援		◇	
居宅介護（ホームヘルプサービス）		◇	
児童デイサービス		◇	
短期入所事業（ショートステイ）		◇	
障害児福祉手当の支給		◇	
補装具の支給		◇	
障がい児日常生活用具給付等事業		◇	
乳児家庭・養育支援訪問		◇	
要観察児健康診査		◇	
障がいのある子どもの放課後児童クラブへの受け入れ		◇	
特別児童扶養手当の支給		◇	
療育マネジメント事業		◇	
地域におけるネットワークづくり		◇	
就学指導の充実・障がい児指導の充実	◇		

#### 【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
障がい児保育事業	拠点か所 1 か所	拠点か所 1 か所	拠点か所 2 か所	目標未達

### (2) 取組と課題

#### 取組

- 相談支援センター「ゆうゆう」を開設し、障がいのある子どもの日常生活に関する相談に対応しました。平成 25 年度より「障がい者基幹相談支援センター」へ名称を変更しました。

- 居宅介護（ホームヘルプサービス）や児童デイサービスなど障がい福祉サービスを提供しました。
- 障がいのある子どもに対して、個々の状況にあった心身の発達を促すため、障がいのある子どもの保育に携わる保育士を対象とした研修会を開催するとともに、専門の発達支援アドバイザーによる保育所巡回指導を行いました。
- 障がい児保育事業の拠点は、目標の2か所に達していません。
- 総合健診を実施し、健診で気になる子どもの療育の開始につなげました。また、総社ペック（療育相談指導教室）において、療育を進めました。

### 課題

- 今後も医療機関及び関係機関と連携をとりながら障がいのある子どもへの療育体制を充実していくことが大切です。また、障がいの早期発見・早期対応に努めるために、相談事業や健康診査などの充実も必要です。
- 障がいのある子どもが、身近な地域で安心して生活し、健やかに成長できるよう、在宅支援や教育支援体制など、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した総合的な取組が必要です。

## 《基本施策4 多文化共生への取り組み》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策4 多文化共生への取り組み	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
多文化共生事業の推進		◇	

### (2) 取組と課題

#### 取組

- 総社市コミュニティ連絡協議会及び総社ブラジリアンコミュニティ主催の国際交流イベントを開催し、子どもたちをはじめ、多国籍の市民の参加のもとに食などを通じて文化の体験などを行いました。
- 子育て世代の保護者が参加可能な託児付の日本語教室を実施しました。
- 小学校で、総社ブラジリアンコミュニティによる国際理解学習を実施しました。

#### 課題

- 外国籍の子どもが、地域で安心して生活し、健やかに成長できるよう、必要な支援を行うとともに、市民の理解を深めることが重要です。

## 基本目標3 子どもや母親の健康の確保

### 1 基本目標評価

【施策別実施状況評価】

施策	事業数	施策別実施状況評価		
		目標以上	目標達成	目標未達
基本施策1 母と子の健康づくりの推進	6	0	5	1
基本施策2 保健, 医療の支援	11	0	11	0
基本施策3 思春期保健指導の充実	6	0	6	0
基本施策4 食育の推進	5	0	5	0
合計	28	0	27	1
割合(比率)	100.0%	0.0%	96.4%	3.6%

### 2 基本施策別評価ならびに、現状と課題

#### 《基本施策1 母と子の健康づくりの推進》

##### (1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策1 母と子の健康づくりの推進	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
母子健康手帳の交付			◇
妊婦健康診査		◇	
妊婦訪問		◇	
妊婦学級		◇	
両親学級		◇	
不妊に対する支援事業		◇	

【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
母子健康手帳の交付 妊娠 20 週までに妊娠の届出 をする妊婦	94%	99.1%	100%	目標未達

## (2) 取組と課題

### 取組

- 妊婦健康診査について、母子健康手帳交付時に受診券を交付し、県内の医療機関に委託して実施しています。一般健康診査の受診回数を増やしたり、助産院や県外の医療機関での受診、クラミジア抗原検査の公費負担の開始などの健診の充実を図り、目標の100%には達していませんが受診率は向上しました。
- 出産後の仲間づくりにもつながるよう、身近な地域で実施しているつどいの広場において、妊婦学級や両親学級を実施し、育児に関する情報提供や相談などを行い、育児不安の軽減を図りました。
- 平成23年度より総社市不妊治療助成事業、不育治療助成事業を実施し、不妊・不育に対する治療費の助成や、セミナーを開催して情報提供を行いました。

### 課題

- 今後も、妊娠・出産時の支援の充実を図り、安心して子どもを産むことができ、出産後の育児の不安や負担を軽減できるような取組が重要です。

## 《基本施策2 保健、医療の支援》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策2 保健、医療の支援	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
小児救急医療体制の整備		◇	
新生児・乳幼児訪問		◇	
健康相談事業		◇	
乳幼児健康診査		◇	
1歳6か月児・3歳児健康診査		◇	
未受診児への保健指導		◇	
歯科健康診査・保健学級		◇	
予防接種の推進		◇	
周産期医療対策事業		◇	
子どもの事故予防、心肺蘇生法の普及の啓発強化		◇	
小児救急医療電話相談		◇	

## (2) 取組と課題

### 取組

- 新生児・乳幼児訪問の際に子育てに関する情報提供を行ったり、支援の必要な家庭を把握するなど、さらなる支援につなげています。
- 乳幼児健診の受診率は9割を超えて高くなっていますが、健診に來られていない保護者に対して電話での勧奨などの対応を行い、連絡が取れない人をゼロにするための取組を行いました。
- 乳幼児健診において、健診の待ち時間を短縮するため、受付時間を前半と後半に分け、スタッフを増やしました。また、愛育委員の協力を得て、健診中の保護者負担の軽減を図りました。
- 子どもの健康や発育、子育て支援に関する情報を子育て家庭へ確実に提供するため、「健康カレンダー（こども版）」を年1回発行しました。
- 妊娠相談カードを作成し、妊娠についての不安を軽減するための相談機関の周知や、早期（妊娠3ヶ月以内）の妊娠届、妊婦健康診査の適切な受診がなされるように啓発しました。
- 平成25年度より任意の予防接種（水痘・おたふくかぜ・風しん）の費用助成を開始しました。

### 課題

- 今後も、さまざまな事業の連携により、支援の必要な子育て家庭を把握し、適切な支援につなげるよう、取組を行うことが重要です。
- 保護者の不安や悩みとして、子どもの健康や発達は優先されるべきことであることから、今後も健康づくりの支援の充実を図る必要があります。

## 〈基本施策3 思春期保健指導の充実〉

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策3 思春期保健指導の充実	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
アルコール、薬物に対する知識の普及		◇	
歯科保健対策の推進		◇	
喫煙防止教育の推進		◇	
発達段階に応じた性教育の推進		◇	
こころの健康対策		◇	
定期健康診断		◇	

## (2) 取組と課題

### 取組

- 学校や地域と連携を図り、喫煙・飲酒・薬物防止の教育を行いました。
- 中学生等が赤ちゃんといれあひ、命の大切さや親子の絆を学ぶことができるよう、つどいの広場等で随時受け入れる体制をつくったり、市内全高校・中学校で助産師のお話と赤ちゃん登校日を開催しました。

### 課題

- 思春期の子どもが、地域でさまざまなことを学び、健やかに成長できるよう、学校や地域が連携を図り、支援し、見守る体制づくりが重要です。

## 〈基本施策4 食育の推進〉

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策4 食育の推進	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
親子料理教室		◇	
学校給食による食育の推進		◇	
母乳栄養の推進		◇	
離乳食・幼児食指導		◇	
生活習慣病予防のための指導・広報		◇	

## (2) 取組と課題

### 取組

- 市内 17 地区での親子料理教室の実施、親子食育教室の実施、「チュッピー『地・食べ』料理教室」など、食育を推進する教室を開催し、多くの親子が参加しました。
- 育児相談や乳幼児訪問、乳幼児健診、つどいの広場などのさまざま事業を通じて、母乳栄養や子どもの食育についての情報提供や指導を行いました。
- 学校給食において、地域の旬の食材を活用した行事食、郷土料理を取り入れるなど、食育を推進しました。

## 課題

- 子どものころからの食習慣の乱れが社会的な問題となっています。食育アンケートの結果においても、朝ごはんを食べない、野菜をほとんど食べないという中高生が、わずかではありますがいる結果となっています。また、食生活で問題と感じていることとして、間食が多いこと、食事時間が不規則であること、野菜不足などがあがっています。
- 子どものころから正しい食習慣を身に付けるため、発達段階に応じた食育を推進することが重要です。



## 基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 1 基本目標評価

【施策別実施状況評価】

施策	事業数	施策別実施状況評価		
		目標以上	目標達成	目標未達
基本施策1 子どもの生きる力の育成	24	3	21	0
基本施策2 若い世代の親育ちの支援	10	0	10	0
基本施策3 地域との連携と人材活用	7	0	7	0
合計	41	3	38	0
割合(比率)	100.0%	7.3%	92.7%	0.0%

### 2 基本施策別評価ならびに、現状と課題

#### 《基本施策1 子どもの生きる力の育成》

##### (1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策1 子どもの生きる力の育成	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
不登校対策事業	◇		
スクールソーシャルワーカーの派遣	◇		
学校地域における読書活動の推進		◇	
退職した教職員の活用		◇	
保育所における苦情処理体制の充実		◇	
幼保連携促進事業		◇	
情操教育推進事業		◇	
総合施設に関する研究		◇	
教育相談室、家庭児童相談室における相談の充実		◇	
幼稚園の3年保育の充実		◇	
少人数、TT(チームティーチング)による指導の推進		◇	
幼児教育センターの機能の充実		◇	
総合的な学習支援事業		◇	
情報教育推進事業		◇	

基本施策1 子どもの生きる力の育成	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
ホームステイ事業		◇	
スクールカウンセラー等活用事業		◇	
教職員の研修の充実	◇		
ふれあい教室設置事業		◇	
ふれあいフレンド派遣事業		◇	
学校評議員の活用		◇	
スポーツ教室等の事業		◇	
青少年校外補導協議会		◇	
青少年育成センターにおける指導		◇	
青少年校外補導協議会への支援		◇	

【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
不登校対策事業	不登校出現率 3.17%	不登校出現率 1.95%	不登校児童・生徒の減少	目標達成
スクールソーシャルワーカーの派遣	派遣状況 0 件	派遣状況 29 件	市内すべての小中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣	目標達成

(2) 取組と課題

**取 組**

- 幼稚園全園で3年保育を実施しており、子どもの健やかな成長と育児不安の解消につながっています。
- 清音幼稚園において、幼稚園と保育所が施設を共用し、幼保一体的な施設として運営を実施しました。
- 不登校児童の出現率は中学校において全国平均と比べて高い傾向にあり、不登校対策事業として、教職員対象の不登校対策研修会を開催しました。また、ピア・サポート、SEL（社会性と情動の学習）、協同学習、品格教育などのプログラムを実践しました。
- 岡山県教育委員会のスクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業について周知をするとともに、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りました。
- 平成 25 年度では、スクールソーシャルワーカーの派遣を 29 件受け、不登校出現率を 1.95%まで減少させることができました。
- 退職した教職員を市内の小・中学校の非常勤講師として任用しました。

## 課題

- 就学前の教育の充実へのニーズは高くなっていることから、今後も幼稚園と保育所の連携や、認定こども園の設置に向けた検討を進める必要があります。
- 学校と地域の関係機関が連携を図り、不登校対策に取り組むなど、地域で子どもが健やかに成長する環境づくりを推進することが重要です。

## 《基本施策2 若い世代の親育ちの支援》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策2 若い世代の親育ちの支援	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
男女共同参画啓発事業		◇	
子育て懇談会の開催		◇	
子育てグループにおける親支援		◇	
家事・育児など男性対象講座の開催		◇	
ふれあい体験事業		◇	
子育て講演会の開催		◇	
親子のふれあいレクリエーション		◇	
高間やまびこまつりの開催		◇	
男女共同参画教育		◇	
子育てワークショップの開催		◇	

### (2) 取組と課題

#### 取組

- 「子育て王国そうじゃ」まちづくり実行委員会事業で、「育メン・育女プロジェクト」事業を行い、育児のスキルアップにつなげました。
- 「子育て王国そうじゃ」まちづくり実行委員会事業で、学生ボランティア募集事業を行っており、その中で、乳幼児とふれあう機会を提供しました。
- 岡山県立大学そうじゃ子育てカレッジ事業において、アートパフォーマンスやリズムダンス教室、親子で楽しむ音楽会を開催しました。

#### 課題

- 核家族化の進展や地域の人間関係の希薄化などにより、身近な人から子育てについて学ぶ機会や若い世代が子どもとふれあう機会が少なくなっていることが、問題としてあがっています。親が子育てに喜びを感じ、子育てを通じて成長でき、若い世代が子育てを楽しんでいると感じることができる機会や、地域の人々の支援が重要です。

## 《基本施策3 地域との連携と人材活用》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策3 地域との連携と人材活用	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
水辺の教室の開催		◇	
自然学校の開催		◇	
こどもエコクラブ		◇	
保育所における世代間交流事業(保育所地域活動事業)		◇	
子育てグループ活動における世代間交流		◇	
水辺の楽校での体験活動の実施		◇	
オータムフェスティバルの開催		◇	

### (2) 取組と課題

#### 取組

- 主任児童委員や愛育委員など、地域の子育て支援の活動を行う団体と連携を強化しました。
- 地域でさまざまな経験を通して学ぶ機会と連携を図りました。

#### 課題

- 子どもが、地域でさまざまなことを学び、個性豊かに、健やかに成長できるよう、地域の人や地域の資源を活かした取組が重要です。
- 地域で子育てを支援したり、子どもの学びの機会を提供する活動などを行う人材や団体の情報を収集し、連携を図ることが重要です。

## 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

### 1 基本目標評価

【施策別実施状況評価】

施策	事業数	施策別実施状況評価		
		目標以上	目標達成	目標未達
基本施策1 子育てに配慮した住環境・安全な環境の整備	5	0	4	1
合計	5	0	4	1
割合(比率)	100.0%	0.0%	80.0%	20.0%

### 2 基本施策別評価ならびに、現状と課題

#### 〈基本施策1 子育てに配慮した住環境・安全な環境の整備〉

##### (1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策1 子育てに配慮した住環境・安全な環境の整備	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
子ども連れ客への配慮		◇	
都市公園の整備			◇
保育所遊具など整備事業		◇	
ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備		◇	
安全な環境の整備		◇	

【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
都市公園の整備	整備を検討	0 か所増設	1 か所増設	目標未達

##### (2) 取組と課題

###### 取組

- 「赤ちゃんの駅」の登録施設を民間施設へも拡大し、25 施設の登録を行いました。
- 公共施設において、エレベーターやスロープ、洋式トイレの設置など、すべての市民が利用しやすい整備を進めました。
- 都市公園の整備は実施できていません。

###### 課題

- 今後も、子育て家庭が安心して生活できる環境整備や、子どもがのびのびと過ごせる遊び場の整備の充実が求められています。

## 基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の支援

### 1 基本目標評価

【施策別実施状況評価】

施策	事業数	施策別実施状況評価		
		目標以上	目標達成	目標未達
基本施策1 仕事と子育ての両立の支援	5	0	4	1
合計	5	0	4	1
割合(比率)	100.0%	0.0%	80.0%	20.0%

### 2 基本施策別評価ならびに、現状と課題

#### 《基本施策1 仕事と子育ての両立の支援》

##### (1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策1 仕事と子育ての両立の支援	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
次世代認定マーク“くるみん”の取得の推進			◇
「そうじゃ家族の日」の啓発		◇	
労働者・事業主への広報・啓発活動の実施		◇	
求職者就労者支援セミナーの開催		◇	
若者を対象とした就労支援		◇	

【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
次世代認定マーク“くるみん”の取得の推進	0 社	0 社	3 社	目標未達

##### (2) 取組と課題

###### 取組

- 一般事業主行動計画が義務化されたことを周知し、“くるみん”の取得を推進しましたが、取得した事業所はありません。
- 子ども条例に基づき、毎月第3日曜日は、子どもを囲んで、家族がともに語り合って過ごしながら、家族のきずなを深める「そうじゃ家族の日」の啓発を図っています。

###### 課題

- 父親、母親ともに子育てと仕事の両立を図ることができるよう、今後も、子育て家庭を支援する環境づくりを促す事業所へ向けた啓発を進めるとともに、働き方の見直しに向けた啓発が重要です。

## 基本目標7 子どもの安全の確保

### 1 基本目標評価

【施策別実施状況評価】

施策	事業数	施策別実施状況評価		
		目標以上	目標達成	目標未達
基本施策1 交通安全対策の推進	2	0	2	0
基本施策2 防犯活動の推進	6	0	5	1
合計	8	0	7	1
割合(比率)	100.0%	0.0%	87.5%	12.5%

### 2 基本施策別評価ならびに、現状と課題

#### 《基本施策1 交通安全対策の推進》

##### (1) 評価

【事業別実施状況評価】

基本施策1 交通安全対策の推進	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
交通安全指導の充実		◇	
通学指導員の設置		◇	

【目標指標の達成状況】

項目	H21 年度値	H25 年度値	H26 年度目標値	達成状況
交通安全指導の充実	保育所 20 回 幼稚園 52 回 小中学校 17 回	保育所 26 回 幼稚園 50 回 小中学校 17 回	保育所・幼稚園・学校において、交通安全指導を年に複数回実施	目標達成

##### (2) 取組と課題

###### 取組

- 保育所、幼稚園、小中学校において、交通安全指導を実施しました。
- 通学指導員を設置しました。

###### 課題

- 交通弱者である子どもにとって、交通安全対策は必要不可欠です。保育所、幼稚園、学校において行っている交通安全指導を充実させていくとともに、家庭での指導を促す啓発を進める必要があります。

## 《基本施策2 防犯活動の推進》

### (1) 評価

#### 【事業別実施状況評価】

基本施策2 防犯活動の推進	事業別実施状況評価		
	目標以上	目標達成	目標未達
防犯灯設置費補助金の支給		◇	
防犯連合会への支援		◇	
暴力追放推進連合会への支援		◇	
保育施設や幼稚園及び学校の危機管理整備事業			◇
登下校中の防犯ボランティアの育成		◇	
子ども避難所支援事業		◇	

### (2) 取組と課題

#### 取組

- 防犯灯設置費補助を行い、防犯灯の設置を促進しました。
- 「雪舟スクールサポーター」に地域の見守り活動を行っている市民の登録を行い、活動の充実を図りました。

#### 課題

- 全国で、子どもが被害となる犯罪が問題となっています。子どもが地域で安全に生活できるよう、今後も地域の見守り活動や防犯活動の促進を行うなど、地域の環境づくりを推進する必要があります。



## 第4章 基本施策と取組

### 基本目標1 就学前の学校教育・保育の提供体制を充実させる

#### 基本施策1 保育所、幼稚園、認定こども園の充実

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、その重要性や特性を踏まえ、子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所や幼稚園、認定こども園等の学校教育・保育事業の提供量の拡充、質の向上を図ります。

施策		内容
1	保育所・幼稚園・認定こども園の充実	高まるニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園の量的拡充を図るために、地域の状況に応じた定員の見直しや保育施設の整備を図ります。
2	保育士・幼稚園教諭などの研修の充実	保育教諭としての資質の向上も必要であることから、計画的な研修の実施により、保育士、幼稚園教諭などの専門性を高める知識や技術の習得を図ります。
3	保育士・保育教諭の確保	保育所、認定こども園の職場環境や待遇の改善、保育士養成課程在学生の学生実習及びインターンを積極的に受け入れるなど、保育士・保育教諭を確保するための取組を進めます。
4	地域の幼児教育における拠点機能の充実	就学前教育を担う幼稚園の振興を図り、地域における幼児教育のセンターとしての施設や機能を開放します。
5	評価体制の整備	保育所、幼稚園、認定こども園について、適切な評価が行われ、その評価を改善につなげる体制を整備します。
6	情操教育推進事業	保育所、幼稚園及び認定こども園において、さまざまな人とのかかわりや自然とのかかわりにより、豊かな心を育む教育を推進します。
7	保育所民営化推進事業	保育の質の向上とコスト削減を図るため、公立保育所の民営化や業務の委託等について推進します。

## 基本施策2 地域型保育事業の提供体制の整備

子ども・子育て支援新制度に基づき、地域の保育ニーズに応じて、0～2歳を対象とする地域型保育事業の提供体制を整備します。

施策		内容
1	地域型保育事業の提供	<p>地域型保育事業については、公立幼稚園の空き教室を利用した社会福祉法人による小規模保育の実施を検討すること及び事業所内保育の実施を支援することを進めていきます。また、3歳になり卒園後は、連携園における受け入れを確保することとします。</p> <p>*地域型保育事業は、基本的には0～2歳を対象とした定員19名以下の保育事業であり、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があり、市が認可を行います。</p>

## 基本施策3 就学前の学校教育・保育の一体的な提供体制の確保

就学前の学校教育・保育の質の向上を図るため、学校教育と保育の一体的な提供体制を整備するとともに、就学前後の教育の連続性を踏まえ、保幼小連携の体制を整備します。

施策		内容
1	認定こども園の整備・普及	<p>保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設である幼保連携型認定こども園の普及に努めます。まずは清音幼稚園から整備し、同様の施設が普及するよう努めます。</p>
2	幼保連携促進事業	<p>施設の共有化、幼稚園施設の保育所分園としての活用、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実績や需要に応じた連携を図ります。</p>
3	保幼小連携の推進	<p>小1プロブレムの解消などのため、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校教育との円滑な連携・接続を図ります。</p>
4	子どもに係る政策立案体制の一本化	<p>子どもに係る政策立案をトータルに取り組むとともに、小学校との連携を強化するために、第一弾として教育委員会に学校教育と保育の両方を担当する組織を設けます。</p>

## 基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる

### 基本施策1 放課後における児童の居場所の充実

小学校就学後の児童の健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量の拡充を図るとともに、小学校及び放課後子ども教室と連携した取組を推進します。また、放課後子ども総合プランを推進し、放課後子ども教室との連携を図ります。

施策		内容
1	放課後子ども総合プランの推進	小学校に就学している児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との一体的又は連携した取組を推進します。
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の拡充	保護者の就労などの理由により家庭で保育できない小学生を対象に、遊びと生活の場を提供し、地域住民の積極的な協力を得て、心身ともに健全な育成を図ります。 高学年の利用ニーズも含めた地域の需要に対応するため、学校施設の有効活用を基本として量的拡充を図ります。 また、大規模クラブについては規模の適正化に努めます。
3	放課後児童クラブにおける指導体制の充実	指導内容の充実を図るとともに、研修の実施や他機関実施の研修案内により、放課後児童支援員の質の向上を図ります。また、クラブ間相互の連携を図り、運営及び指導体制を充実させます。
4	放課後子ども教室の充実	小学生を対象として放課後や週末等に、地域の人々の協力を得て子どもが自主的に参加し、自由に遊び、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所である放課後子ども教室の充実を図ります。

## 基本施策2 多様な保育事業の充実

保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、幼稚園における預かり保育、病児・病後児保育など、多様な保育事業を市内に展開します。

また、保護者のリフレッシュや緊急時の際に利用できる一時預かりなど、すべての家庭が利用できる子育て支援の充実を図ります。

施策		内容
1	延長保育事業の充実	保護者の就労などの理由により、通常の保育時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて児童の保育を行います。 保護者の多様な就労時間や生活時間に対応するため、遅い時間への対応や量の拡充など、充実を図ります。
2	休日保育事業の充実	日曜・祝日に、保護者の就労などの理由により家庭で保育ができない児童の保育を行います。 保護者のニーズに応じて拡充を検討します。
3	幼稚園預かり保育事業の充実	幼稚園で、希望する園児を対象に、教育時間終了後に預かり保育を実施します。 保護者ニーズに応じて、保育所との利用調整を図りながら拡充を検討します。
4	病院における病児・病後児保育の実施	病気のため集団保育が困難な児童を対象に、保護者の就労などにより家庭で保育できない場合に、病院に併設する病児・病後児保育施設において一時的に保育を行います。 対象年齢拡大のニーズに応え、小学校6年生までの対象とするよう拡充します。
5	保育所における一時預かり事業の実施	家庭で育児を行う保護者などの育児疲れの解消や緊急時の保育など、日中において一時的に家庭での育児が困難となった場合に、保育所における保育を行います。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の疾病やその他の理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて緊急一時的に宿泊を伴う養育を行います。

### 基本施策3 親の子育て力の向上 ～ペアレンティング・プログラムの推進～

子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てについて学ぶ機会の提供や情報提供、相談、親子のふれあいの機会の充実を図ります。

施策		内容
1	ペアレンティング・プログラムの実施	具体的、実践的に子どもの発達や子育ての知識や技術を学ぶ「ペアレンティング・プログラム」を実施します。
2	子育てカレッジの実施	岡山県立大学と協働し、親子が集い、子育てについての情報交換や学びの場として、子育てカレッジを今後も継続します。
3	子育て講演会の開催	子育て中の保護者を主な対象に、発達段階に応じた子育てや家庭環境について考える講演会を開催します。
4	子育てグループにおける親支援	子育てグループに対して、子育てに関する相談に応じたり事業を紹介したりすることで、発達段階に応じた子育てについて学べるよう、支援を行います。
5	幼稚園における子育て懇談会の開催	幼稚園に通う子どもの保護者を対象に、明るい家庭づくり、家庭における幼児教育の問題などについて講師を囲み懇談する機会を引き続き設けます。
6	子育てワークショップの開催	子育て中の保護者が、子育てにおける家庭の役割や課題を学び合うワークショップを開催します。
7	親子のふれあいレクリエーション	幼児期の子どもと親を対象に、親子体操、創作活動などを通じて、親子のふれあいを深める親子のふれあいレクリエーションを開催します。

## 基本施策4 地域との連携による子ども・子育て支援の充実

子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関する相談や情報の提供、子育て家庭と地域がつながる場の提供など、地域住民や子育て支援団体・機関などと市の協働による子育て支援を推進します。

施策		内容
1	利用者支援事業の実施	保育所・幼稚園などの学校教育・保育施設や地域の子育て支援事業などに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、相談、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
2	ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の援助を受けたい人と行いたい人とが相互に援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。 子どもの預かりや施設への送迎など、専業主婦家庭、父子・母子家庭などすべての子育て家庭を支援します。
3	ガイドブックとホームページによる子育て支援情報の提供	子育てに関する情報を網羅したガイドブックの配布やホームページ、フェイスブックや広報紙などにより、子育て支援情報を積極的に提供します。 子育て家庭が必要としている情報や利用のしやすさなどを把握し、提供方法のさらなる改善を図ります。
4	つどいの広場事業の充実	「つどいの広場」において、就園前の親子の交流や世代間交流を行うとともに、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。また、個別ニーズも多様化していることから、機能面の充実を図ります。
5	地域子育て支援センター事業の充実	地域の保育所などでの「地域子育て支援センター」において、親子の交流や子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。今後も事業内容の周知や利用促進を図り、就学前の親子が集える拠点としての定着を図ります。
6	親子ふれあいプラザ、親子ふれあいルームなどの充実	「親子ふれあいプラザ」、「親子ふれあいルーム」などにおいて就学後も含めた親子が自由に集い、交流を深める場を提供します。また、遊具の見直しなど施設の改善や拡充を図ります。
7	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進します。
8	保育所園庭開放事業の充実	保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場や保育士・在園児との交流の機会を提供するとともに、地域の支援者などとの交流や相談を行うなど子育て支援を行います。

施策		内容
9	図書館などでの絵本の読み聞かせ事業の充実	乳幼児を対象に絵本の読み聞かせを行うとともに、楽しく過ごせる環境づくりを行います。また、乳児健診会場でブックスタート事業を行い、家庭での絵本の読み聞かせが促進されるよう支援します。
10	「赤ちゃんの駅」登録施設の拡充	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を登録する「赤ちゃんの駅」の周知を図り、公共施設及び民間施設の登録を推進し、子どもと子育て家庭が外出しやすい環境づくりを促進するとともに、地域全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図ります。

### 基本施策5 子育て支援のネットワークづくりの推進

子育てを地域が一体となって支えるため、子育てに関する情報を共有し、地域の子育て力を高めるために地域の子育て支援団体や関係機関の連携強化を図るとともに、子育てを支援する人材や団体を育成します。

施策		内容
1	民生委員児童委員、主任児童委員との連携	健やかに子どもを生み育てる環境づくりを地域ぐるみで推進するため地域での見守り活動を積極的に実施していただいている民生委員児童委員や主任児童委員との連携を強化します。
2	愛育委員・栄養委員との連携	子育て支援に係る事業（ラッコ広場等）や、地域で親子への声かけや見守りなど愛育委員・栄養委員との連携を強化します。
3	親子クラブ活動の支援	市内17の親子クラブの会員と協働しながら、世代間交流、家庭養育活動、事故防止活動など地域に即した活動の充実を図るとともに、活動の支援を行います。また、親子クラブ間のネットワークも充実させていきます。
4	子ども会連合会との連携	子ども会連合会と連携し、異年齢で行われる子ども会活動の充実と円滑な運営を図ります。また、若年指導者を育成します。
5	スポーツ少年団との連携	小学生をスポーツに親しませ、心身ともに健康な児童を育成するため、スポーツ少年団の活動を支援します。
6	体育協会との連携	スポーツ活動を振興し、心身ともに健康な児童を育成するため、体育協会の活動を支援します。

施策		内容
7	地域協働型の運営による子育てグループ活動の充実	子育て支援者や地域住民と子育て家庭が交流し、互いに支え合う地域協働型の運営による子育てサロンの充実を図ります。
8	子育て支援者のネットワークづくり	子育て支援に取り組む団体や関係機関が集い、子育て支援についての協議や情報交換による関係づくりを支援します。
9	専門的知識を持ったボランティアのコーディネート	専門的知識を持った人材の把握とともに、ボランティアのコーディネートを行います。
10	ボランティア、NPO法人の活動支援	地域の団体、ボランティアやNPOに対し、子育て支援に関わる活動の場を提供することで、地域の子育て支援事業の活発化を図ります。
11	大学生等を対象にしたプレーリーダーの育成	県内の大学と協働し、子どもの遊びを支えるプレーリーダーの育成を図ります。
12	「みんなで子育て」意識の醸成	すべての子どもが家庭、地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長することを目的とした「総社市子ども条例」がこれまで以上に浸透し、子育て支援の機運が高まるよう、周知・啓発を図ります。

## 基本施策6 子どもの安全安心の確保

子どもを事故や犯罪の被害から守るため、子どもや保護者、地域の意識を高めるとともに、防犯カメラの設置や地域で子どもを見守る体制づくりなど、地域の環境づくりを推進します。

施策		内容
1	安全な子育て環境の整備	安全な子育て環境を整備するため、各種交通安全施設、自転車歩行者道、水路及び遊具などを点検整備します。
2	交通安全指導の充実	交通指導員による交通安全教育と街頭指導を実施します。また、保育所・幼稚園・認定こども園において、実地指導、講演、映画などによる交通安全指導を行います。
3	夜間における安全の確保	町内会の団体などを対象に防犯灯の設置を推進し、夜間における犯罪の抑止及び事故防止に努めます。
4	防犯カメラ設置の推進	学校園の校門付近に防犯カメラを設置し、子どもを狙った犯罪の抑止及び事故防止に努めます。



施策		内容
5	保育所・幼稚園・認定こども園の危機管理体制の整備	火災への対応，部外者の侵入を防止するなど安全に配慮し，危機管理に対応した体制を整備します。
6	登下校中の防犯ボランティアの育成	市民と行政が相互に連携し，登下校中の子どもの安全を守る活動を推進します。 また，見守り活動に取り組む防犯ボランティアと学校，教育委員会相互の連携を図ります。
7	子ども避難所支援事業	子どもの避難場所として公民館及び教育集会所などの施設を職員に周知します。 また，学校，保護者，地域と連携し，子ども避難所の設置を推進します。
8	公園や広場の管理	子どもがのびのびと安全に遊べるよう公園や広場を適正に管理します。
9	ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備	子どもや妊婦，障がいのある子どもを含めたすべての人が安全・快適に利用できるよう公共施設のユニバーサルデザインを推進します。 また，保育所・幼稚園・認定こども園の増改築時にはユニバーサルデザインに配慮して実施設計等を行います。

## 基本目標3 困難を抱える子ども・家庭を支援する

### 基本施策1 経済的支援の充実

子どもの貧困対策にあっては、第一に子どもに視点を置いて、成長段階に即して切れ目ない支援を実施し、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策推進法などを踏まえ、経済的支援の充実を図ります。

施策		内容
1	子どもの貧困の解消	生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策推進法の施行を踏まえ、これまでの経済的支援を継続するとともに、奨学金制度や食事・栄養の確保、就労支援などにおいて、独自政策の可能性を模索していきます。
2	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	貧困の世代間の連鎖を断ち切り、積極的な人材育成を行うため、大学生などによる学習支援を行います。 公共施設で実施することにより居場所の確保にもつなげます。
3	生活困窮家庭への相談支援	生活に困窮している子育て家庭の困りごとについて、生活困窮支援センターなど関係機関と連携を図りながら相談支援を行い、解決への展望を見出します。
4	生活困窮家庭の子どもの健康確保	家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行うとともに、情報交換の場の提供を行います。
5	児童手当の支給	子どもの健やかな成長のため、中学校修了時までの子どもの養育者に手当を支給します。

## 基本施策2 児童虐待といじめの防止

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。また、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

施策		内容
1	虐待予防及び育児不安の解消	育児不安や負担感の強い親に対して、臨床心理士によるカウンセリングや保健師による継続的な相談支援等を強化することにより、ストレスの軽減を図り、育児への活力を充実させて、虐待予防に取り組みます。
2	養育支援訪問の強化	養育支援を特に必要としている子育て家庭への訪問を継続的に行い、相談に応じます。 育児不安を和らげるため、訪問を行うスタッフの質の向上を図ります。
3	要保護児童対策地域協議会の充実	要支援児童への適切な保護を図るため、関係機関と必要な情報の共有を行うとともに要支援児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。 また、年々支援が必要なケースが増加していることから、関係機関とのより一層の円滑な協力・連携体制を強化します。
4	虐待をしている親と虐待をされている子どもに対する支援の充実	虐待を受けている子どもへの支援はさることながら、虐待の再発防止など効果的な支援につなげていくため、家庭児童相談員や保健師を中心に、スクールソーシャルワーカーなど地域の関係機関と連携を図りながら親への支援の充実を図ります。
5	いじめの防止対策の充実	いじめ防止対策推進法を踏まえ、総社市及び各学校において「いじめ防止基本方針」を策定し、対策組織を設置して、いじめの「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に取り組みます。 また、学校、地域及び関係機関が連携して、いじめ問題等協議会の開催及び研修の充実に努めます。

### 基本施策3 不登校の子どもへの支援の充実

市内すべての学校園で不登校児童生徒が減少となるよう、学校適応促進事業に取り組んでいます。その中で、子どもの人間関係づくりや仲間づくりとともに、学校の支援体制づくりの充実を図ります。

施策		内容
1	教育支援センターの設置	不登校児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指した支援を行います。 相談活動、体験活動、学習支援、訪問支援等さまざまな活動に継続して取り組みます。
2	カウンセラーの派遣	市内すべての学校園に在籍する幼児・児童生徒とその保護者からの相談に応じられるようにカウンセラーを派遣します。また、児童生徒のさまざまな問題への相談に継続して取り組みます。
3	ふれあいフレンドの派遣	家庭にひきこもりがちな児童・生徒を対象に、ふれあいフレンドとして登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通じて児童・生徒の社会性や自主性の伸長を支援します。 また、教職課程や心理学系の学生がいる大学との連携を強化し、ふれあいフレンドの学生を確保します。
4	保幼小連携による学校適応の促進	子どもの人間関係づくりや仲間づくりなどの考え方や方法について、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校教育とで共有することにより、円滑な連携・接続を図ります。

## 基本施策4 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもに対して早い段階から支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関などとの連携を強化します。

施策		内容
1	障がい児保育事業の充実	障がいのある子どもに対して、保育所・幼稚園・認定こども園において、専門家や専門機関と連携しながら、心身の発育を促します。 発達支援アドバイザーを派遣し、専門家の指導を受けながら、個別対応の保育を実施します。
2	障がいのある子どもの放課後児童クラブへの受入	クラブへの受入の働きかけや専任加配支援を行うなど、障がいのある子どもの放課後児童クラブへの受入を支援します。
3	相談支援事業所との連携	障がいのある子どもの日常生活に関する相談を受けるとともに、福祉サービスに関する情報提供やさまざまな相談支援を行います。 市内の各相談支援事業所と連携を図り、障がいのある子ども及び保護者の相談環境を充実させます。
4	療育相談事業(総合健診・療育相談指導教室「総社ペック」)の実施	幼児の心身の発達の遅れについて総合的な発達検査を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。また、早い時期から、療育指導訓練を行う「総社ペック」を実施します。
5	就学指導・障がい児指導の充実	障がいの特性と子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学指導及び特別支援教育を充実させます。 また、教職員による保護者の相談についても適切な相談支援ができるよう努めます。
6	児童発達支援センターの充実	障がいのある子どもなどを対象として、相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援のほか、総合健診や総社ペックなどの療育相談事業を行い、地域における基幹施設をさらに充実させます。
7	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい児に対し、ホームヘルパーなどを派遣することにより、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
8	日中一時支援の実施	在宅の障がいのある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家庭の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを支援します。

施策		内容
9	障害児通所支援サービスの実施	発達の偏りのある子どもに対し、一人ひとりの発達に即した個別支援計画を立て、個別・集団療育をしながら日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援・放課後等デイサービスなどを実施します。
10	居宅介護(ホームヘルプサービス)の実施	障がいによって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助などホームヘルパーによる日常生活の支援を行います。
11	短期入所(ショートステイ)の実施	障がいのある子どもを介護している保護者などが、病気、出産、事故などによって一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れを癒す場合などに、障がいのある子どもを一時的に施設で預かり、介護している人の負担の軽減などを図ります。
12	補装具の支給	身体障がいのある子どもに対し、補聴器、義肢、車いすなどの補装具費(購入・修理)を支給します。
13	障がい児日常生活用具給付等事業の実施	日常生活を営むのに支障がある、障がいのある子どもに対し、日常生活上の便宜を図る用具を給付または貸与します。
14	障害児福祉手当の支給	在宅の重度障がいのある子どもを対象に、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。
15	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障がいがある子どもを養育している保護者などに、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。
16	地域におけるネットワークづくり	障がいのある子どもとその保護者を支援するためのネットワークづくりを推進します。

## 基本施策5 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や支援の充実を図ります。

施策		内容
1	総合的な自立支援	関係機関と綿密な連携を図りながら、生活支援、就業支援、養育費の確保などに積極的に取り組みます。
2	ひとり親家庭への相談事業の実施	母子家庭・父子家庭を対象に生活支援、就業相談を中心に母子・父子自立支援員が相談に応じます。

施策		内容
3	母子生活支援施設への入所	保護の必要がある母子家庭に対して、母子生活支援施設に入所し、自立ができるよう支援します。
4	母子緊急一時保護への支援	配偶者等から暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護し、避難所に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに、自立に向けた支援を行います。
5	児童扶養手当の支給	18歳を過ぎた最初の3月31日までの児童を監護するひとり親世帯等に手当を支給します。
6	母子・父子福祉資金の貸付	母子・父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助成を図るために必要な資金を貸し付けます。
7	ひとり親家庭等への医療費の給付	ひとり親家庭等への医療費を助成し、健康保持と福祉の増進を図ります。
8	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭を対象に、特定の資格や技能の取得に際して、生活費の負担軽減や訓練給付金の支給を行います。 すでに導入している母子・父子自立支援プログラム策定事業及び自立支援教育訓練給付金事業とあわせて、総合的な支援に取り組みます。
9	遺児激励金の支給	小・中学校に在籍する遺児に対し遺児激励金を支給します。
10	交通遺児援助金の支給	小・中学校に在籍する交通遺児に援助金を支給します。

## 基本施策6 外国籍の子どもへの支援の充実

外国籍を持つ子どもが、地域で健やかに成長できるよう、子育て家庭が地域で安心して生活し、子育てをするための情報提供や相談の充実を図ります。

また、日本人の子どもと外国籍を持つ子どもが互いに尊重し合い、多様な価値観を認め合いながらともに学ぶことができる環境づくりを推進します。

施策		内容
1	情報提供・相談体制の充実	外国籍を持つ子どもが健やかに成長し、その家庭が地域で安心して生活できるよう、情報提供や相談の充実を図ります。
2	多文化共生事業の推進	多国の文化にふれ、互いに尊重し合う機会を支援するとともに、ともに学べる環境の支援を行います。

## 基本施策7 相談体制の充実

子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

施策		内容
1	家庭児童相談員を中心とした相談事業の充実	家庭児童相談員を中心に、学校や幼稚園・保育所・認定こども園、地域の主任児童委員、民生委員児童委員、子育て支援団体などと連携を図りながら、子どもや保護者の支援を行います。
2	子どもからの相談体制の充実	誰にも言えない子どもの悩みや相談に、経験豊富な家庭児童相談員などが応じます。また、関係機関と連携を図りながら虐待の早期発見につなげます。
3	教育相談室における相談の充実	子ども本人や子育てに悩む保護者からの相談を受け、関係機関・団体との連携を図りながら問題解決にあたります。また、教育相談室の広報や、相談活動の充実に努めることにより、不登校等のさまざまな問題の未然防止や解決を図ります。
4	スクールカウンセラーの活用	各中学校にスクールカウンセラー等を配置し、生徒や保護者の悩みなどの相談を受けます。スクールカウンセラーが一層有効に活用されるよう研究します。
5	スクールソーシャルワーカーの派遣	市内すべての小中学校に、スクールソーシャルワーカーを派遣できる体制を整え、学校や関係機関との連携強化や対応の迅速化を図ります。
6	教職員の研修の充実	児童虐待、いじめ、不登校などへの対応に関する研修を充実させます。また、研修の内容、講師、時期、形態についてさらに工夫します。



## 基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる

### 基本施策1 母親と子どもの健康づくりの推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行い、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための相談体制の充実などに取り組みます。

施策		内容
1	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。あわせてリーフレットなどを提供し、妊娠・出産・育児などに関する適切な情報提供を行います。
2	妊婦健康診査への助成実施	胎児の異常を早期に発見し、対応することにより、妊婦の健康の保持・増進と安全な出産を迎えるために、妊婦健康診査に対する無料券を14回配布し、受診しやすい体制を整備します。妊婦健康診査の重要性の周知に努めます。
3	乳児健康診査の実施	医療機関で行う健康診査と市で行う健康診査（4か月児）において、乳児の発育と栄養状態、運動発達などの異常や疾病を発見し、早期に適切な措置を行います。
4	1歳6か月児・3歳児健康診査の実施	医師、歯科医師などによる総合的な健康診査や臨床心理士による発達相談を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。
5	母子健康相談の実施	乳幼児健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対して、小児神経発達専門小児科医による健康診査や臨床心理士による発達相談を行い、その結果に基づいて適切な指導及び措置を行います。 疾病等の早期発見・早期治療により育児不安の軽減に努めます。
6	未受診児への状況把握100%実施	乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査の未受診児に対して、訪問や電話により状況把握を100%行い、健康診査の受診を勧奨します。通知や受診状況アンケートの送付等により、受診率の向上を図ります。
7	育児相談(ラッコ広場)の実施	地域ぐるみで健やかな子どもを生き育てるため地域住民の自主的な活動や育児不安を持つ保護者への相談指導を推進します。
8	小児歯科保健学級の実施	乳歯のむし歯予防に大切な時期である2歳児を対象に、歯科健康診査やブラッシング指導、食生活習慣の指導を行います。

施策		内容
9	乳幼児訪問の実施	乳幼児健診や育児相談後に、さらに個別に支援が必要な親子への訪問を継続的に行い、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの相談に応じます。
10	助産施設への入所支援	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所措置を行います。
11	喫煙防止の推進	妊娠・出産・育児の機会に、たばこの害を伝えていくとともに、禁煙のきっかけとできるよう、妊娠届出の時からすべての子育て支援サービスの現場において普及啓発活動を強化します。
12	妊婦の飲酒防止の推進	飲酒による胎児への影響を予防するために、妊娠届出時に飲酒している妊婦に対して、断酒をすすめます。
13	予防接種の推進	乳幼児、小・中学生、高校生に対して予防接種を実施し、感染症の予防を図るとともに、個人通知を送付することで、予防接種の必要性和正しい知識の普及啓発に努めます。 また、定期接種だけでなく、任意の予防接種（おたふくかぜ、風しん）に対しても費用助成を行い、接種勧奨を継続して行います。
14	周産期医療対策事業の充実	多様化する母子保健の対応や適切な子育て支援の充実、周産期医療対策の充実を図るため、保健師等専門職の人材の確保や資質の向上を図ります。
15	小児救急医療体制の整備	広域連携による救急医療体制、夜間の診療体制の充実を図ります。
16	小児救急医療電話相談の普及	岡山県が行っている小児救急医療電話相談に関する情報を、市のホームページやガイドブックで広報することで普及に努めます。
17	子どもの事故予防の啓発強化	乳幼児の家庭内における事故予防に対する正しい知識の普及啓発を強化します。
18	そうじゃ式早期一貫サポートシステムの実施	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携により、集団生活の中で困り感や不安を持つ子どもや保護者に対して、4歳児の時点から発達のつまずきを早期に発見し、適切な医療や療育につなげるとともに、小学校への円滑な情報の提供を行います。

## 基本施策2 子どもの医療費の助成と適正受診の推進

子育てに関わる経済負担軽減を図るとともに、医療費抑制のため医療の適正受診についての啓発を推進します。

施策		内容
1	小児医療費の給付	小学校6年生までの通院分，中学校3年生までの入院分の保険診療の医療費に係る本人負担分について公費で負担する小児医療費給付事業を継続します。
2	医療費抑制についての適正化の推進	現在の制度を継続するために，総社市医療費適正化推進委員会こども部会で報告された数値目標，目標達成のための方策，当該目標を達成できなかった場合の現制度の見直し内容などに基づき，適正化を推進します。 今後は，2億5千万円を下回った場合は，その財源を「子育て王国そうじゃ」基金に積み立て，子育て支援に活用します。

## 基本施策3 思春期保健指導の充実

十代の自殺防止対策や，性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など，学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取組を進めます。

施策		内容
1	たばこ，アルコール，薬物に対する知識の普及	学校と連携を図りながら，喫煙，アルコール依存，薬物乱用など，啓発指導の講演会などを開催します。 また，地域においてあらゆる機会を通してパンフレットなどを配布し，正しい知識の普及啓発を行います。 また，公共施設内全面禁煙を推進することで，たばこの害から子どもたちを守ります。
2	発達段階に応じた性教育の推進	日常生活の中で，性に関する正しい知識を自然に伝えることができるような地域ぐるみの取組を推進するとともに，教育現場等とも連携を図り，性について地域で気軽に相談できるような場の確保に努めます。
3	こころの健康対策の推進	学校保健委員会が，子どもの心の健康について正しく理解を深めるための啓発や学習機会の充実を図ります。 また，関係者の情報を共有し，虐待や発達障がいの問題などにも対応できるよう，連携体制を構築します。

施策		内容
4	自殺ゼロ作戦の推進	十代の自殺を防止するため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見などに取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。
5	定期健康診断の実施	学校保健安全法による定期健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療を図ります。

#### 基本施策 4 妊娠・出産期の育児不安解消のための取組の推進

安全で満足のいく、妊娠・出産ができるように、医療機関とも連携して妊娠期からの不安の解消をするため、相談体制の充実を図ります。

施策		内容
1	不妊・不育に対する支援事業の実施	不妊と不育に対する費用助成を行うとともに、情報提供セミナーや相談機関の案内などを行います。
2	妊娠相談の強化	妊娠相談カードの設置を了解してくれる施設を増やすことで周知に努め、妊娠についての不安を軽減するための相談機関の周知や、早期（妊娠 11 週まで）の妊娠届、妊婦健康診査の適切な受診がなされるように啓発を強化していきます。
3	妊婦相談支援の充実	妊娠届出時の面接やハイリスク妊婦などへ訪問や電話による相談を行い、妊婦が安心して出産が迎えられるよう支援します。 また、妊娠届出時アンケートや医療機関からの情報提供（岡山県ハイリスク妊産婦連絡票等）により、虐待リスクの高い特定妊婦に対して、医療機関と連携を強化しながら妊娠から出産・育児までの継続的な相談支援を行い、虐待予防にも努めます。 あわせて、相談を行うスタッフの質の向上と確保を図ります。
4	妊婦・両親学級の開催	妊娠、出産、育児など正しい知識を身につけ自信を持って育児ができるよう、妊婦学級や両親学級を開催します。 また、出産後の仲間づくりの場を提供し、内容のさらなる充実を図ります。

施策		内容
5	新生児・乳児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)の実施	4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、発育・育児状況の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。また、訪問を行うスタッフの質の向上と確保を図ります。

## 基本施策5 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身につけ、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

施策		内容
1	親子料理教室の実施	親子で食事をつくることで、親子のコミュニケーションを図り、食事の楽しさ、バランスのよい食事について学ぶ機会として、小学生とその親を対象に、総社市栄養改善協議会の協力を得ながら、親子料理教室を開催します。
2	学校給食による食育の推進	子どもの心身ともに健やかな発育と健康生活に寄与できるよう、安全・安心の学校給食を提供するとともに、よりよい食生活習慣の形成のために学校給食を通して食育を推進します。
3	母乳栄養の推進	母乳栄養は、栄養学的、細菌学的、消化生理学的見地、免疫、さらにスキンシップ、あごの発育などの育児上の利点から最適な方法であるため、育児相談時、こんにちは赤ちゃん訪問時、つどいの広場などにおいて、母乳栄養の推進に努めます。
4	離乳食・幼児食の指導	乳幼児健診、育児相談時、つどいの広場などで離乳食・幼児食指導を行います。
5	生活習慣病予防のための指導・広報	小中学校での広報活動、学校給食だより、保健だよりによる広報、親子料理教室を通じて、生活習慣病を予防するための指導・啓発を行います。

## 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

### 基本施策1 子育て支援の職場環境づくりの促進と若者の就労支援の充実

仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を推進するとともに、若い世代が多様な生き方を選択できるよう就労支援の充実を図ります。

施策		内容
1	労働者・事業主への広報・啓発活動の実施	仕事と出産・育児の両立が可能な職場づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、育児休業や有給休暇の取得促進、子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるための啓発、広報活動を実施します。
2	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。 また、父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改め、バランスのとれた働き方ができるよう意識啓発を行います。
3	若者を対象とした就労支援	求職中の若者を対象にした就労支援を行います。

### 基本施策2 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取組を推進します。

施策		内容
1	「そうじゃ家族の日」の啓発	子ども条例に基づき、毎月第3日曜日の「そうじゃ家族の日」は、子どもを囲んで、家族がともに語り合って過ごしながら、家族のきずなを深める日とする意識の啓発を図ります。
2	男性の育児参画への推進	父親が家事・育児へ参加しやすいように意識啓発や情報提供を行います。また、男性が育児休暇を取りやすい環境づくりを推進します。

施策		内容
3	家事・育児など男性対象講座の開催	男性が育児に取り組みやすくなるために、育メン・育ジイなどを養成する講座やセミナーなどの開催を検討します。
4	男女共同参画の啓発	お互いの人格を尊重し、性別役割分担意識が解消され、男女がともに仕事や家事・育児、地域行事などに参加していけるよう広報活動を推進します。
5	男女共同参画教育の充実	男女共同参画の意識を高める教育を推進するため、指導資料の活用による授業の実践等と併せて、学級運営や学校運営において男女共同参画社会の理念の具現化を図ります。

## 基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

### 基本施策1 子どもの生きる力の育成

学校を始め、地域の関係機関の連携の下、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応など、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進するとともに、すべての子どもが身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともにさまざまな体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

施策		内容
1	子どもの権利擁護啓発の事業	子育て支援の関係者との協働により、子どもの権利に関する啓発を行うとともに、児童虐待やいじめの防止のための知識の普及を図ります。
2	そうじゃ子ども会議の設置	子どもの視点をまちづくりにいかすため、子どもが主体的に参画するそうじゃ子ども会議を設置し、さらに発展させ「子ども議会」「高校生議会」を開催し、子どもの意見や提言を市政に反映させます。
3	「総社市だれもが行きたくなる学校づくりのプログラム」の充実	市内すべての幼稚園と小・中学校で協同学習、ピアサポート等の「総社市だれもが行きたくなる学校づくりのプログラム」を充実させ、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等の児童・生徒の減少を図ります。また、幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校、小学校と中学校、小学校間の連携の取組や、家庭・地域と連携した取組を推進します。
4	子どもの居場所づくり	子どもが地域で遊びやスポーツ、学習を通じて自主性や創造性を伸ばし仲間づくりができるよう、公共施設等を拠点とした、また地域の人材を活用した子どもの居場所や遊び場づくりを検討します。
5	地域とともにある学校づくりの推進	学校・家庭・地域が一体となった協議の充実やコーディネーターの養成、配置の促進など、学校と地域の連携を強化し、学校や地域の課題解決を図ります。
6	学校・地域における読書活動の推進	家庭、学校、地域、図書館がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境の整備を進めていきます。
7	学校施設の開放	スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、子どもの主体的活動の促進を図ります。
8	スポーツ教室等の実施	スポーツ教室、オアシス運動、児童球技大会、吉備の里ふれあいウォークラリー等を行います。



施策		内容
9	青少年校外補導協議会への支援	青少年の指導，育成などに関する総合的な施策の作成に必要な事項の研究ならびに関係機関への連絡調整を図るとともに，校外補導協議会と密に連携をとり校外補導活動を実施していきます。
10	青少年育成センターにおける指導	補導委員と連携を密にし，青少年の非行防止・更生指導を行います。
11	ホームステイの実施	中学生を海外派遣することにより，異文化に触れ，視野を広げるとともに，国際感覚を身につける体験学習を行います。 また，市内の中学校とオーストラリアの学校との姉妹校縁組を結び，生徒の隔年での受け入れも検討します。
12	水辺の楽校での体験活動の実施	水や水辺に親しみ，親子のふれあいや児童・生徒の健全育成を図ります。

## 基本施策2 若い世代からの親育ちの支援

次代の親となる子どもが，結婚や男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義，子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう，意識啓発を図るとともに，乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

施策		内容
1	ふれあい体験事業の推進	中高生を対象に乳幼児とふれあう機会を提供し，赤ちゃんや子育てを身近に感じてもらうとともに，将来の妊娠・出産・育児への心構えを持てるように努めます。
2	保育所における世代間交流事業の推進	保育所の実情に合わせて，地域住民との世代間交流を実施します。
3	子育てグループ活動における世代間交流の推進	子育てグループ活動において，世代間交流を推進します。

## ◇ 計画の目標指標

項目		現状 (平成26年度直近実績値)	目標 (平成31年度)
就学前教育・保育事業	教育 利用定員	986 人	950 人
	保育 利用定員	1,390 人	1,480 人
保育所における一時預かり事業	か所数	5 か所	5 か所
	利用延人数	5,793 人	6,000 人
幼稚園における在園児の一時預かり事業	か所数	5 か所	5 か所
	利用延人数	8,166 人	8,200 人
利用者支援事業	か所数	0 か所	1 か所
ファミリー・サポート・センター事業	コーディネート件数	6,186 件	6,500 件
地域子育て支援拠点事業	か所数	9 か所	10 か所
妊婦健康診査	受診延回数	6,676 回	6,700 回
乳児全戸訪問事業	訪問率	98.6%	100%
乳幼児健康診査	1歳6か月児受診率	96.2%	98.0%
	4か月児受診率	96.1%	98.0%
	3歳児受診率	92.4%	95.0%
長期欠席児童・生徒の減少	一人あたりの総欠席日数	小学校 2.89 日 中学校 5.98 日	小学校 2 日 中学校 4 日
子どもの朝食を毎日食べる割合(アンケート)	就学前	95.7%	100%
	小学生	93.6%	100%
	中学生	91.5%	100%
父親の育児休業取得者数 (総社市役所職員対象) ※男性職員 340/554 人	取得者数	0 人	3 人

## 第5章 量の見込みと確保方策

### 1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前の児童を対象とし、幼児期の学校教育・保育を提供します。

**現状** 平成26年10月1日現在

		施設数	定員数	利用者数	定員充足率
認可保育所	公立	3か所	350人	386人	110.3%
	私立	11か所	935人	1,117人	119.5%
	計	14か所	1,285人	1,503人	117.0%
幼稚園	公立	18か所	2,255人	995人	44.1%

#### 確保方策

- 保育所、幼稚園及び認定こども園については、家庭の状況にかかわらず、質の高い教育が提供されるとともに、必要な子どもは保育を受けられるよう、未就学児対象の施設全体として総社市の規模と地域のニーズに適合したあるべき姿を求めるととします。
- 幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及促進を図ります。
- 公立保育所は、認定こども園へ移行します。
- 公立幼稚園は、地域のニーズに応じて可能なものから認定こども園への移行を検討します。  
公立幼稚園施設の全体又は一部を社会福祉法人に譲渡（売却・無償貸与）し、私立認定こども園として運営することや、保育所分園として活用することを検討していきます。その際には、既存の人員の活用に配慮したうえ、小学校との連携を強めるとともに教育の質の向上により一層努めなければならないこととします。
- 既存の保育所において、施設規模や定員の弾力化の受入状況を踏まえ、質の向上に配慮しつつ定員枠の拡大を進めます。
- 地域型保育事業については、公立幼稚園の空き教室を利用しての社会福祉法人による小規模保育の実施を検討すること及び事業所内保育の実施を支援することを進めます。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容/認定区分別】(単位:人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
1号 (3~5歳教育)	①量の見込み	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	1号	2号 幼稚園 利用	
		894	266	889	264	887	263	861	256	853	253	
	②確保の内容		1,295		1,295		1,295		1,295		1,295	
	特定教育・保育施設		1,295		1,295		1,295		1,295		1,295	
	達成状況(②-①)		135		142		145		178		189	
3号 (0~2歳保育)	①量の見込み		836		831		829		805		797	
	②確保の内容		790		800		800		800		800	
	特定教育・保育施設		790		800		800		800		800	
	達成状況(②-①)		-46		-31		-29		-5		3	
3号 (0~2歳保育)	①量の見込み		0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳
			221	576	218	573	216	566	213	560	209	553
	②確保の内容		180	525	185	540	190	550	210	575	210	575
	特定教育・保育施設		180	525	180	530	180	530	195	545	195	545
	特定地域型保育事業		-	-	5	10	10	20	15	30	15	30
	達成状況(②-①)		-41	-51	-33	-33	-26	-16	-3	15	1	22

\* 1号: 3~5歳 幼児期の学校教育のみ 2号: 3~5歳 保育の必要性あり 3号: 0~2歳 保育の必要性あり

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

### (1) 利用者支援事業

子どもや子どもの保護者が、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

#### 現状

平成 27 年度より新たに実施する事業であり、これまでの実績はありません。

#### 確保方策

- 市役所における幼児期の学校教育・保育の窓口コーディネーター 1 名を配置します。

【利用者支援事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	箇所数	0	0	0	0	0

### (2) 地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報提供、助言などを行うとともに、子どもとその保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。また、児童館建設の要望があること等を踏まえ、幼児とその兄弟姉妹である小学校低学年までが同じスペースで過ごすことができるように検討します。

#### 現状

平成 25 年度	つどいの広場	子育て支援センター	計
箇所数	4 か所	5 か所	9 か所

#### 確保方策

- 平成 27 年度に新たに太陽保育園で子育て支援センター 1 か所を追加的に開設し、利用の促進を図ります。
- つどいの広場については、保護者に寄り添う支援を意識し、充実と柔軟な運営を図ります。
- 子育て支援センターについては、設置園の責任においてより多くの家庭に利用してもらおうことを目指します。利用が少ない場合（月 100 組未満の親子利用）には事業継続の見直しを図ります。

【地域子育て支援拠点事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	延利用児童数/月	4,583	4,544	4,492	4,434	4,377
②確保の内容	箇所数	10	10	10	10	10
	延利用児童数/月	4,583	4,544	4,492	4,434	4,377
②-①	延利用児童数/月	0	0	0	0	0

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的な検査を医療機関において実施します。

#### 現状

平成 25 年度	延件数
妊婦健康診査	6,676 件

#### 確保方策

- すべての妊婦に対し実施します。

【実施場所】 医療機関

【検査項目】 基本的な健康診査（問診、計測、検尿、診察等）  
必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、クラミジア抗原検査等）

【実施時期】 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回  
妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2 週間に 1 回

【妊婦健康診査の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	延受診回数/年	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
②確保の内容	延受診回数/年	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
②-①	延受診回数/年	0	0	0	0	0

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。

##### 現状

平成 25 年度	対象児童数	訪問児童数	訪問率
乳児家庭全戸訪問事業	586 人	578 人	99%

##### 確保方策

- 生後4か月までの子どもがいる家庭すべてに対し実施します。  
 [実施体制] 保健師や助産師による全戸訪問体制  
 [実施機関] こども課母子保健係

##### 【乳児家庭全戸訪問事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	訪問件数/年	580	580	580	580	580
②確保の内容	訪問件数/年	580	580	580	580	580
②-①	訪問件数/年	0	0	0	0	0

#### (5) 養育支援訪問事業

保健師または助産師が、さまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行うことにより個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図り、当該家庭において安定した養育が可能となるよう支援します。

##### 現状

平成 25 年度	訪問児童数
養育支援訪問事業	351 人

##### 確保方策

- 養育が必要な家庭に対し訪問を実施します。  
 [実施体制] 保健師や助産師による支援訪問体制  
 [実施機関] こども課母子保健係

##### 【養育支援訪問事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	訪問延件数/年	350	350	350	350	350
②確保の内容	訪問延件数/年	350	350	350	350	350
②-①	訪問延件数/年	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病などで宿泊を伴う保育が必要な乳幼児・児童に対して、児童養護施設において受け入れます。

現状

平成 25 年度	箇所数
子育て短期支援事業	1 か所

確保方策

- 児童養護施設みのり園への委託において事業を実施します。

【子育て短期支援事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	14	14	14	14	14
②確保の内容	利用延人数/年	14	14	14	14	14
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学児童））

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人とを、それぞれ会員として、これをマッチングさせる事業を実施し、就学児童の放課後の子育てをサポートします。

現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
子育て援助活動支援事業	1 か所	20 人

確保方策

- NPO 法人保育サポート「あい・あい」への委託において事業を実施します。

【子育て援助活動支援事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	21	22	22	22	22
②確保の内容	利用延人数/年	21	22	22	22	22
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0



## (8) 一時預かり事業

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

在園児の保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やりフレッシュを希望する場合などに幼稚園で一時的に預かり保育を行います。

#### 現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業	5 箇所	8,200 人

#### 確保方策

- 利用者負担の見直しを含めて預かり時間の拡大を検討し、小規模保育及び認定こども園の実施への移行を視野に入れながら、既存の幼稚園5か所で実施します。

【一時預かり事業（幼稚園在園児）の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	9,607	9,549	9,524	9,243	9,168
	利用延人数/年	9,607	9,549	9,524	9,243	9,168
②確保の内容	箇所数	5	5	5	5	5
	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

### ② 一時預かり事業（保育所・拠点施設における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）

保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やりフレッシュを希望する場合などに保育所や認定こども園、子育て拠点施設、ファミリー・サポート・センターなどで一時的に保育を行います。

#### 現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
保育所における一時預かり	5 箇所	6,000 人
ファミリー・サポート・センター	1 箇所	6,500 人

#### 確保方策

- 既存の保育所5か所での一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

【一時預かり事業の見込み量及び確保の内容（保育所・拠点施設における確保）】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	13,761	13,700	13,610	13,547	13,456
	利用延人数/年	13,761	13,700	13,610	13,547	13,456
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

## (9) 病児保育事業

病気の子どもについて、病院における専用スペースにおいて、看護師などが病気の子どもを一時的に保育する事業を実施します。

### 現状

平成 25 年度	箇所数	延利用者数
病児保育事業	1 か所	534 人

### 確保方策

- 既存の1か所の施設において実施します。
- ファミリー・サポート・センターと連携して実施することで、利用者の利便性の向上に努めます。

#### 【病児保育事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用延人数/年	742	729	717	680	662
②確保の内容	利用延人数/年	742	729	717	680	662
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

## (10) 時間外保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い通常の保育時間を超えて、午後 7 時まで延長して保育を行います。

### 現状

平成 25 年度	箇所数	利用者数
時間外保育事業	14 か所	660 人

### 確保方策

- 既存の全ての保育施設において実施し、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間開所を実施します。

#### 【時間外保育事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用実人数	630	625	621	608	601
②確保の内容	利用実人数	630	625	621	608	601
	箇所数	14	14	14	14	14
②-①	利用実人数	0	0	0	0	0

## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働、疾病、介護などにより昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

原則として4年生以上も受け入れることを踏まえ、空き教室の活用についても検討していきます。また、学校開放型のクラブとして、下校後の教室利用についても協議していきます。

長期休暇限定の利用についても、検討していきます。

### 現状

平成 25 年度	クラブ数	延利用者数
放課後児童健全育成事業	13 か所	590 人

### 確保方策

- 利用対象者を3年生から6年生までに拡充します。
- 定員超過の場合は、小学校等の空き教室を活用した施設整備を検討します。
- また、定員に余裕のある場合は、他の定員超過のクラブ利用ができるよう広域利用の調整を図ります。
- 長期休暇時のみ保育が必要な家庭については、長期休暇を限定としたクラブ開設を検討します。
- 大規模クラブについては、適正規模になるよう分割を検討します。

### 【放課後児童健全育成事業の見込み量及び確保の内容】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	利用実人数	590	594	593	608	604
	利用実人数	590	594	593	608	604
②確保の内容	クラブ数	13	13	13	13	14
	利用実人数	0	0	0	0	0
②-①	利用実人数	0	0	0	0	0

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画の推進に当たり、庁内の関係課が連携を図り、何が子どもにとって最善かを念頭に必要な内部調整を図るとともに、段階的に子どもに関する部署（庁内体制）の集約を図り、総合的な推進を目指します。

また、子ども・子育て支援の関係者や市民から構成される「総社市子ども・子育て会議」において、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善につなげます。

### 2 計画推進に向けた地域との協働体制の構築

本計画は、子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的計画であるため、子どもに関わる地域団体などを育成、支援するとともに、子ども条例のもと、主任児童委員や愛育委員などの関係者との連携を強化し、まち全体での「みんなで子育て」意識を醸成します。

また、市民代表、福祉関係機関、学識経験者、企業、行政職員などで構成される「総社市子ども・子育て会議」が中心となり、相互の情報交換、連絡調整を行い、地域の実情に応じたニーズを把握し、計画を推進します。

### 3 計画推進の方向性

地域の実情や財源など、ニーズの変化に応じて柔軟な対応と調整が必要ですが、概ね次のような方針により計画を推進します。

#### （1）平成27年度～平成29年度

保育所における待機児童の解消に重点を置き、量の拡充を図ります。保育所定員枠拡大の検討と公立幼稚園の空き教室等を利用しての小規模保育の実施及び事業所内保育の支援に取り組みます。

平成27年度については、清音幼稚園の認定こども園への移行に伴い、定員枠の拡大を図ります。あわせて公立幼稚園利用について、認定こども園への移行及び小規模保育事業実施の検討を行い、事業所内保育所への支援を含めた地域型保育事業の実施を図ります。

また、地域子育て支援拠点事業については、新たに子育て支援センターを開設し、特色のある事業として充実を図る一方、利用状況に応じて事業の継続を検討します。放課後児童クラブについては、原則として4年生以上も受け入れることを踏まえ、学校開放型として下校後の教室利用について検討します。

## (2) 平成30年度～平成31年度

事業計画については、年度ごとに見直しを行い、実態数値と照らし合わせて必要量の確保に努め、潜在ニーズも含めた保育量を確保するために整備を行います。

また、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するため、積極的に認定こども園の普及に取り組み、公立保育所はすべて認定こども園へ移行します。さらに、公立幼稚園を社会福祉法人へ譲渡（売却・無償貸与）し、私立認定こども園として運営するモデル園を設けることを目指します。その際には教育の質を担保し、円滑に就学できるように小学校との密接な連携を図ります。

子ども・子育て支援事業については、必要量に応じて確保方策を定め、利用者にとって利用しやすい、質の高いサービスの提供に努めます。